新・県都『あきた』成長プラン

第13次秋田市総合計画

基本構想

ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし

～ストップ人口減少　元気と豊かさを次世代に～

秋田市
平成28年3月

新・県都『あきた』成長プラン

第13次秋田市総合計画

基本構想

ともにつくり ともに生きる
人・まち・くらし

～ストップ人口減少　元気と豊かさを次世代に～

子どもたちのために
未来の「豊かさ」のために

秋田市長
穂積　志

人口減少・少子高齢化、そして地方創生など、本市を取り巻く環境は常に変化していますが、平成23年策定の第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」で定めた基本理念「ともにつくり　ともに生きる　人・まち・くらし」は、5年を経た今も変わらない、本市のまちづくりの根本となる考え方であり、このたび策定した第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」においても、これを引き継ぐこととしました。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものです。ここに住む私たち市民が、日々の暮らしの中で出会い、つながる。ともにまちづくりに関わり、ともに生きていくことを通じて、地域の魅力を発見し、まちへの誇りと愛着を育み、暮らしの豊かさの実感へとつなげていく。これこそが本市の目指す方向であると確信しています。

一方で、市政運営においては、社会経済状況の変化等に的確に対応した施策を、スピード感を持って講じていくこともまた大変重要であり、この総合計画では、人口減少問題を正面から受けとめ、喫緊の最重要課題として取り組むこととしています。

本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減に、高校、大学等の卒業に伴う進学や就職などによる社会減が重なり、人口減少局面を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22年に約32万4千人だった人口が、30年後の平成52年には約23万5千人にまで減少するとされています。この人口は、私が中学生だった昭和45年当時と同じぐらいですので、捉え方によっては、あまり大きな問題はないようにも思えます。

ところが、人口構造の面から見ると大きな違いがあり、昭和45年当時は、わずか6％程度だった老年人口の割合が、今後、年少人口・生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、平成52年には約42％に達すると予想されています。

生産年齢人口割合の低下は、中小企業や農家の後継者不足、需要低下等による経済活動の縮小、医療や介護など社会保障制度の持続可能性の問題、地域コミュニティの弱体化による高齢者の孤立や冬期の除雪の問題など、私たちの生活に直結する様々な問題を招くことになります。人口減少問題の本質は、人口構造が大きく変わってしまうことにあり、人口規模の縮小よりもはるかに大きな問題と言えます。

そのため、高齢者が支えられるだけではなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できるよう、エイジフレンドリーシティのような取組をさらに進めることが必要と考えています。また、本市の場合、社会増減よりも自然増減の方が将来人口に及ぼす影響が大きいという分析結果もあることから、人口減少対策としては、結婚・出産・子育て支援に重点を置いて推進したいと考えているところです。

本市の子どもの出生数は、昭和40年代をピークに減少が続き、平成26年には昭和45年の約半数にまで落ち込んでいます。背景には、結婚・出産に対する意識の変化や核家族化、非正規雇用の増加など、様々な社会的要因があわさって、未婚化、晩婚化、晩産化が進んできたことがあります。

一人の女性が一生に生む子どもの数にあたる合計特殊出生率は、本市では平成26年に1.32でしたが、夫婦や独身の方が理想とする子どもの数などから算出した希望出生率は1.83と言われています。結婚・出産は、もちろん個人の自由に属することですが、「子どもを持ちたい」と希望したときに、それをかなえられる環境づくりが、今求められています。

そのため、就労、出会い、結婚、出産、そして子育てと、ライフステージに合わせた施策を切れ目なく展開していきたいと考えています。

子どもは、「家族にとっての宝」であると同時に、「天からの授かりもの」とも言うように、社会全体でともに育てていくべきものでもあります。

「ともにつくり　ともに生きる　人・まち・くらし」

この基本理念のもと、「ストップ人口減少　元気と豊かさを次世代に」を新たに副題として掲げ、子どもたちの笑顔があふれる元気な秋田市を、また、成熟や質的な向上による暮らしの豊かさを、次の世代に引き継いでいけるよう全力で取り組んでまいります。

目次 | contents

はじめに

新・県都『あきた』成長プランについて …… 06
1. 計画策定の目的 …… 06
2. 前計画の検証・総括等 …… 06
3. 計画策定の背景 …… 12
4. 計画の期間と構成 …… 16

基本構想

第1●基本構想の意義 …… 18
第2●基本理念 …… 19
第3●将来都市像 …… 20
　将来都市像1｜豊かで活力に満ちたまち …… 22
　将来都市像2｜緑あふれる環境を備えた快適なまち …… 28
　将来都市像3｜健康で安全安心に暮らせるまち …… 34
　将来都市像4｜家族と地域が支えあう元気なまち …… 40
　将来都市像5｜人と文化をはぐくむ誇れるまち …… 46
第4●総合計画推進のために …… 50
第5●成長戦略 …… 51

参考資料

●秋田市の現況 …… 64
●策定体制、経過等 …… 69
●部門別の個別計画 …… 82
●これまでの総合計画 …… 83

はじめに

新・県都『あきた』成長プランについて

1.計画策定の目的

市政推進の基本方針である本市総合計画は、時代の変化に合わせ、目指すべき将来の姿やまちづくりの大局的な方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的な政策・施策等を明らかにすることを目的に、概ね5年ごとに見直しを行いながら定めてきました。

今回新たに定める第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」（以下「本計画」といいます。）は、第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」（以下「前計画」といいます。）の基本理念や将来都市像など、その根幹となる考え方を引き継ぎつつ、人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状況、地域コミュニティの維持や空き家対策など、本市を取り巻く環境の変化や課題等を踏まえた見直しを行って策定することとしたものです。

2.前計画の検証・総括等

本計画の策定に当たっては、市民意識調査や指標の進捗管理等を通じ、前計画の検証・総括を行い、その結果を反映しています。

（1）市民意識

本計画の基礎資料とするため、成長戦略をはじめ前計画のもとで実施した市の施策への評価や市民意識の変化の把握等を目的に、平成26年度に「しあわせづくり市民意識調査Ⅲ」を実施しました。調査結果の要点は、以下のとおりです（かっこ内の数値は、前回平成20年度調査の数値です。）。

ア　住みごこちについて

（ア）全体的評価

本市の住みごこちに対する全体的な評価は、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が62.4％（前回66.9％）、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の合計が8.6％（前回11.3％）で、総合的にみれば、住みやすい都市と評価されているといえます。

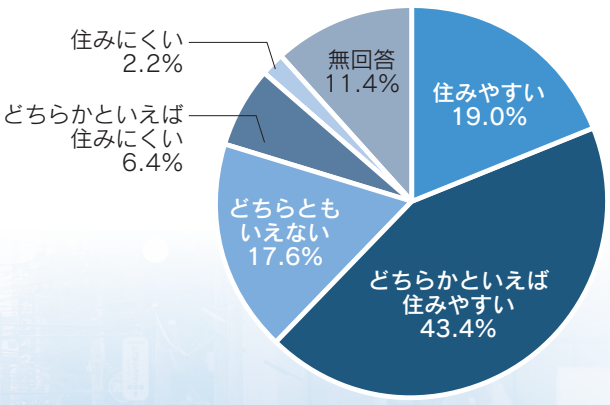

（イ）分野別評価

秋田市の行政サービスなど市民の日常生活に深く関わる30項目について、市民がどのように感じているのか、「よい」から「悪い」までの5段階で質問しました。

その結果、「よい」又は「悪い」のそれぞれの評価が多かった5項目は、前回調査と概ね同じであり、最も評価が高かったのは「公園や緑地、街路樹など緑の豊かさ」、最も評価が低かったのは「産業や雇用の状況」でした。

「よい」「どちらかといえばよい」の合計が多い5項目　※（　）内は前回

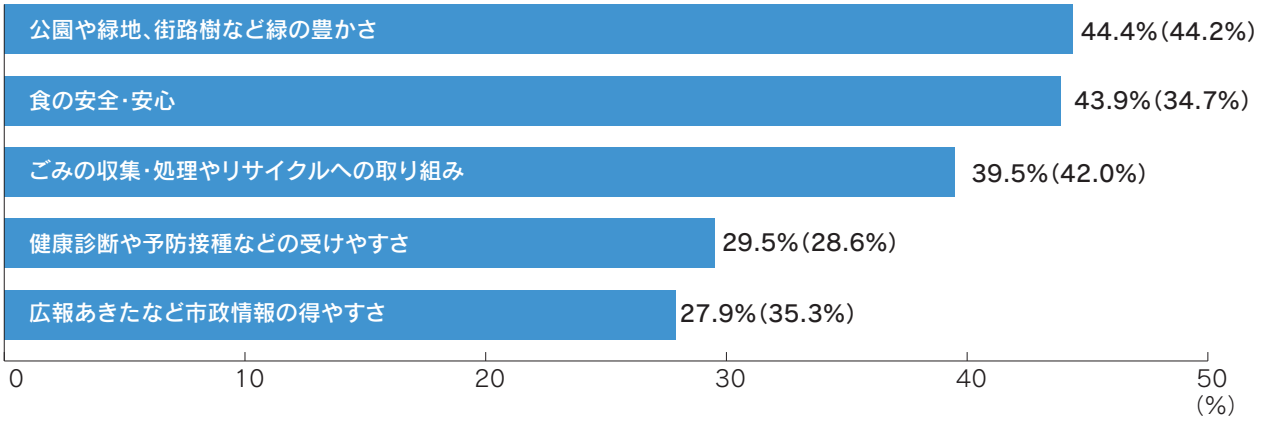

「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計が多い5項目　※（　）内は前回

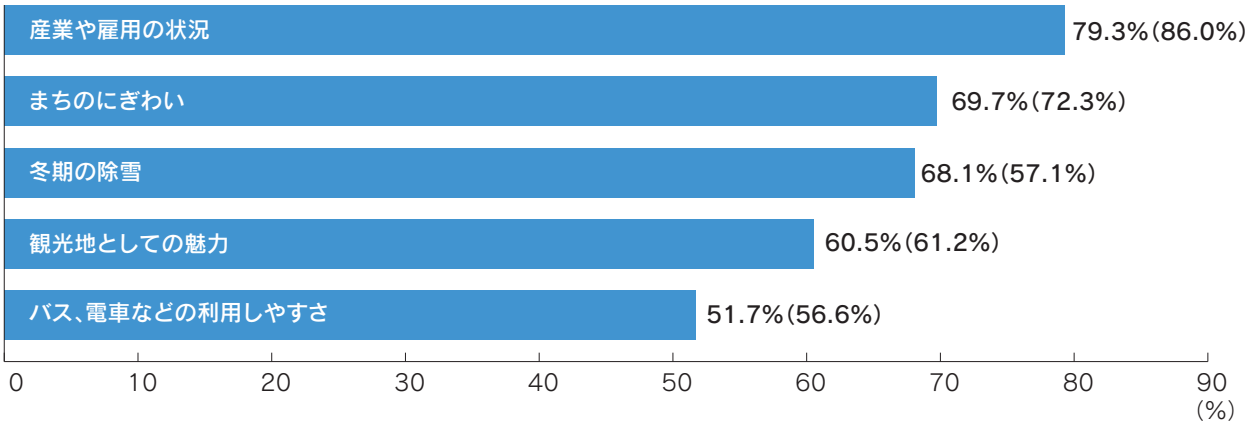

イ　成長戦略について

（ア）重要度および満足度

前計画で設定した6つの成長戦略について、それぞれ重要度が高いと思うか、また、成長戦略に係る市の取組が満足できるものであるかを質問しました。

その結果、成長戦略の重要度については、「戦略6　次世代の育成支援」が最も高く、「戦略4　環境立市あきたの実現」が最も低くなりました。

一方、満足度については、「戦略4　環境立市あきたの実現」が最も高く、「戦略2　地域産業の競争力強化」が最も低くなりました。

この結果を散布図に表すと、下図のとおりです。

成長戦略		重要度	満足度
戦略1	都市イメージ「ブランドあきた」の確立	−5.2	−26.3
戦略2	地域産業の競争力強化	2.1	−31.5
戦略3	観光あきた維新	−1.9	−30.0
戦略4	環境立市あきたの実現	−8.8	−15.9
戦略5	エイジフレンドリーシティの実現	12.0	−17.3
戦略6	次世代の育成支援	22.2	−30.4

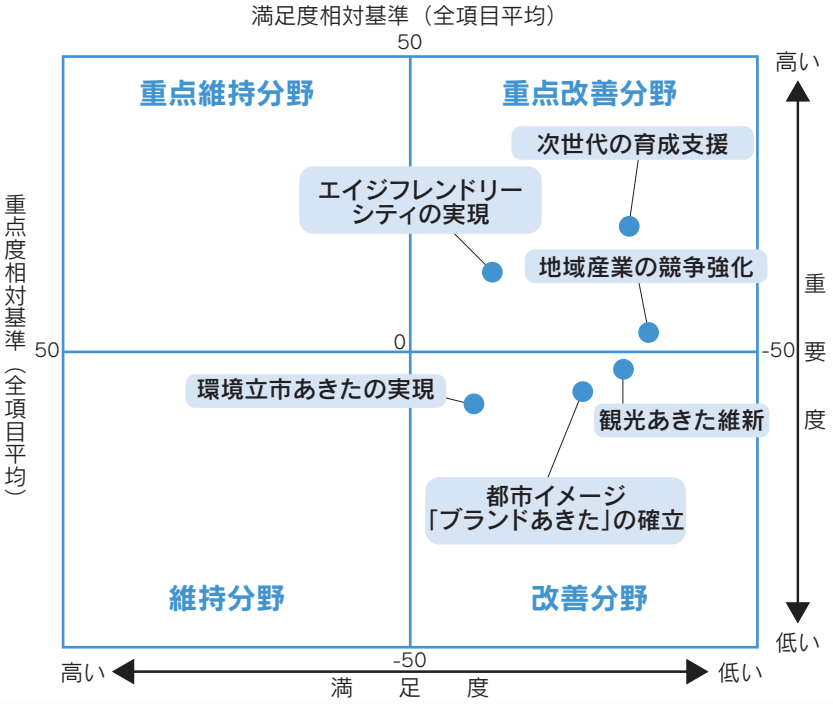

（イ）ニーズ度

重要度の評価点から満足度の評価点を差し引くことによりニーズ度（市民が市に取り組んでもらいたいと考えている度合い）を算出したところ、「戦略6　次世代の育成支援」が最も高く、「戦略4　環境立市あきたの実現」が最も低いという結果になりました。

【解説】重要度・満足度・ニーズ度の算出について

①重要度・満足度の算出式

$$\frac{\text{[高い（満足）と回答した数}\times 2\text{点]}+\text{[どちらかといえば高い（満足）と回答した数}\times 1\text{点]}+\text{[どちらかといえば高くない（不満）と回答した数}\times -1\text{点]}+\text{[高くない（不満）と回答した数}\times -2\text{点]}+\text{[分からないと回答した数}\times 0\text{点]}}{\text{（有効回答数}\times 2\text{）}}\times 100$$

②ニーズ度の算出式

［ニーズ度］＝［重要度］－［満足度］

【成長戦略ニーズ度】

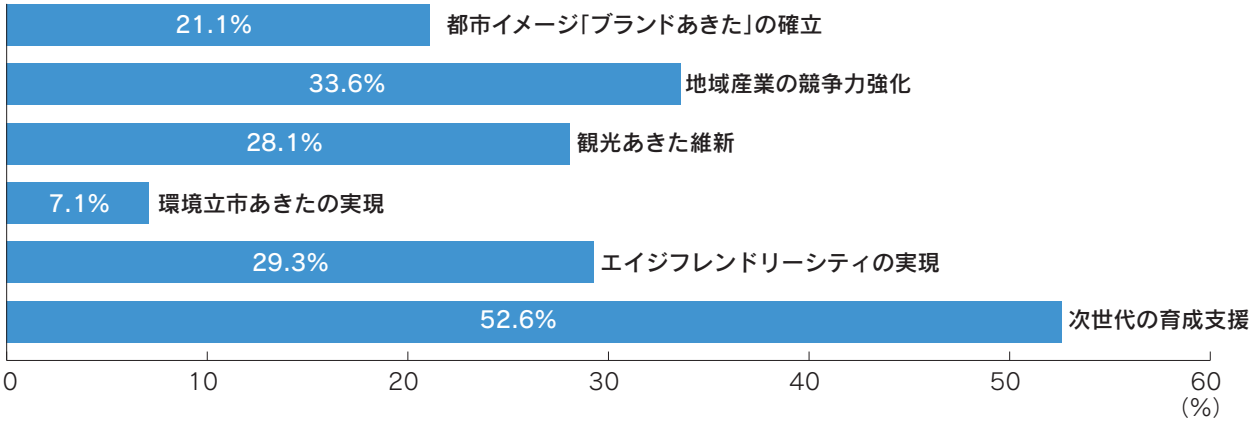

ウ　人口減少社会について

（ア）少子化の要因

少子化の要因として影響が大きいと思うことを、8項目の中から3つ選択してもらいました。

その結果、全体では、「非正規雇用など不安定な雇用環境や少ない収入」という回答が最も多くなりました。

【少子化の要因】

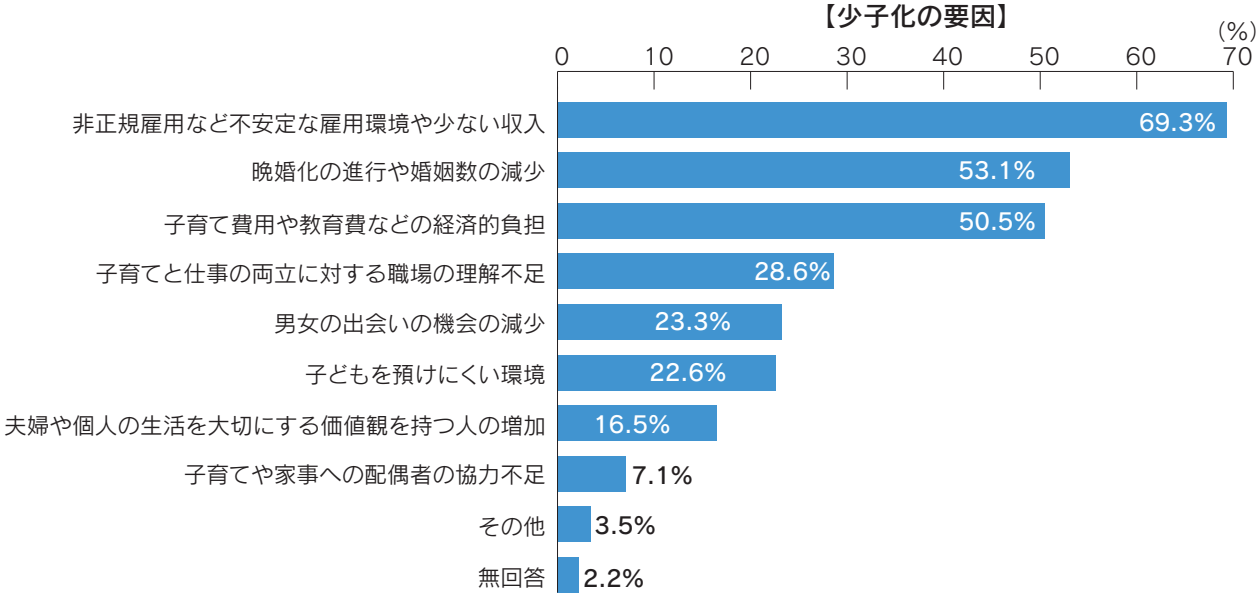

（イ）今後も秋田市に住み続けたいか

今後も秋田市に住み続けたいと思うかを尋ねたところ、「住み続けたい」59.0%、「事情が許せば、住み続けたい」15.9%で、あわせて74.9%の市民が本市に住み続けたいという希望を持っていることが分かりました。

【今後も秋田市に住み続けたいか】

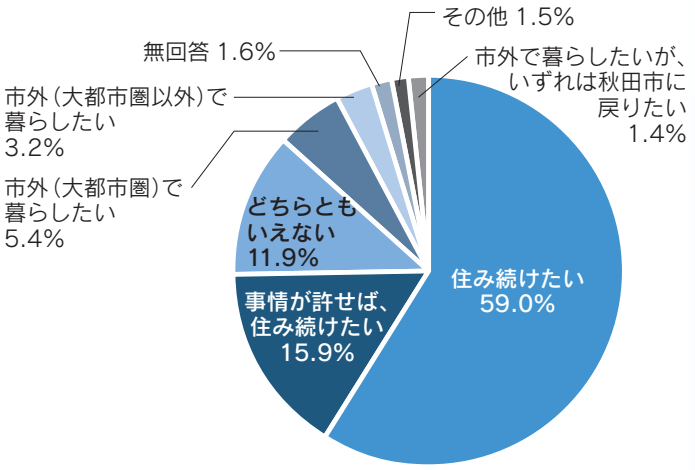

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比の合計は100%にならない。

（ウ）秋田市に住み続けるために必要なこと

「あなたやあなたの家族が秋田市に住み続けるために必要だと思うこと」を、11項目の中から3つ選択してもらいました。その結果、「雇用の場の確保」という回答が最も多くなりました。

【秋田市に住み続けるために必要なこと】

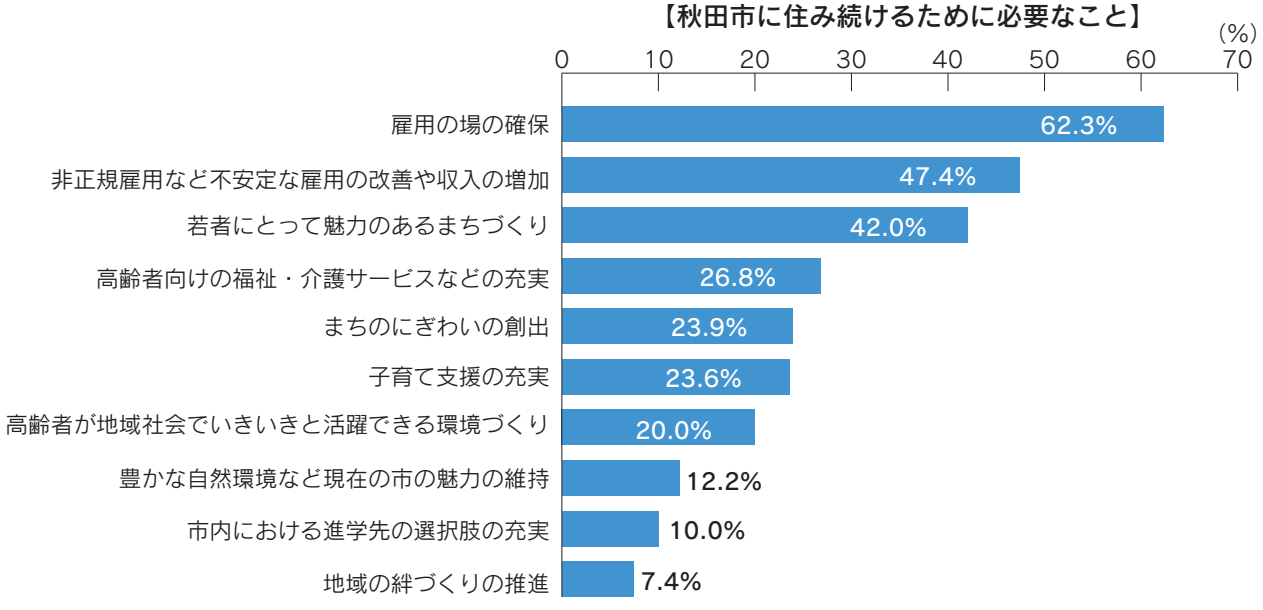

(2) 指標の達成状況

前計画では、基本施策ごとに指標を設定して毎年度その進捗管理を行い、翌年度以降の施策の検討などに活用してきました。平成26年度末時点の進捗状況は、巻末の参考資料のとおりとなっています。

(3) 本計画への反映等

市民意識調査の結果は、本計画全般にわたって反映するよう努めたところですが、今回の調査で新たに追加した項目である「人口減少社会」と「成長戦略」に関しては、前計画から主に次のような見直しを行っています。

ア　人口減少社会について

(ア)「将来都市像1　豊かで活力に満ちたまち」の「政策1　商工業の振興」の施策において、前計画の「雇用拡大の推進」という視点に「質の向上」という視点を加えました。

(イ)「将来都市像1　豊かで活力に満ちたまち」の政策において、前計画の「交流人口の拡大」という視点に「移住促進」という視点を加えるとともに、その施策として「移住の促進」を追加しました。

(ウ)「将来都市像4　家族と地域が支えあう元気なまち」において、前計画で施策レベルに位置づけていた「児童福祉・子育て支援の充実」を、一段階上位の政策レベルに「次代を担う子どもの育成」として位置づけるとともに、その施策として「子ども・子育て環境の充実」と「若い世代の育成支援」を追加しました。

イ　成長戦略について

(ア)「少子化の要因」や「秋田市に住み続けるために必要なこと」として、「雇用の確保」や「質の向上」に関する回答が最も多くなったことや、成長戦略の満足度について、現成長戦略2「地域産業の競争力強化」が最も低くなったことなども勘案し、本計画では成長戦略の1番目に「地域産業の振興と雇用の創出」を掲げ、重点的に取り組むこととしています。

(イ) 成長戦略のニーズ度（市民が市に取り組んでもらいたいと考えている度合い）は、現成長戦略6「次世代の育成支援」、現成長戦略2「地域産業の競争力強化」の順に高くなっており、本計画でも成長戦略に「子どもを生み育てやすい社会づくり」を掲げ、産業・雇用関係の施策とともに、重点的に取り組むこととしています。

(ウ) 成長戦略については、上記(ア)、(イ)を含め、前計画の6つの成長戦略を整理し、新たに5つの新成長戦略として絞り込んで設定しました。

なお、指標については、平成28年度に、前計画の計画期間の最終年度である平成27年度末の達成状況の把握を行うこととしています。また、本計画に基づく指標の設定に当たっては、指標と施策の整合性のほか、指標に対する市の施策の影響度合いが適切かなど、施策ごとによりふさわしい指標となるよう見直しを行っています。

3.計画策定の背景

計画策定の背景となる人口動向や財政状況などの分析を行いました。

（1）本市の人口動向と推計人口等

ア　人口動向について

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003（平成15）年には減少に転じています。2005（平成17）年には河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、現在は約31万5千人となっています。

社会動態については、1980年代後半のいわゆるバブル経済期などを除き、転入超過（社会増）の傾向が続いてきましたが、2002（平成14）年以降は、東日本大震災後の一時的な転入超過を除き、転出超過（社会減）の傾向が続いています。

近年の人口移動の状況をみると、秋田県内からの転入と東京圏への転出が相当部分を占め、年齢階級別では、転出超過数に占める「15～19歳」および「20～24歳」の割合が高くなっており、高校・大学等を卒業後、東京圏に進学・就職する者が多いことが特徴となっています。

自然動態については、出生率低下等の影響で、1970年代以降一貫して出生数が減り続けましたが、2004（平成16）年までは平均余命の延びを背景に死亡数がそれほど増えず、自然増となっていたものの、2005（平成17）年以降は、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

このように、若者を中心とした県外への転出超過（社会減）と、出生数の減少・死亡数の増加（自然減）が相まって進むことが、本市の人口減少の要因となっていると考えられます。

【本市人口の推移】

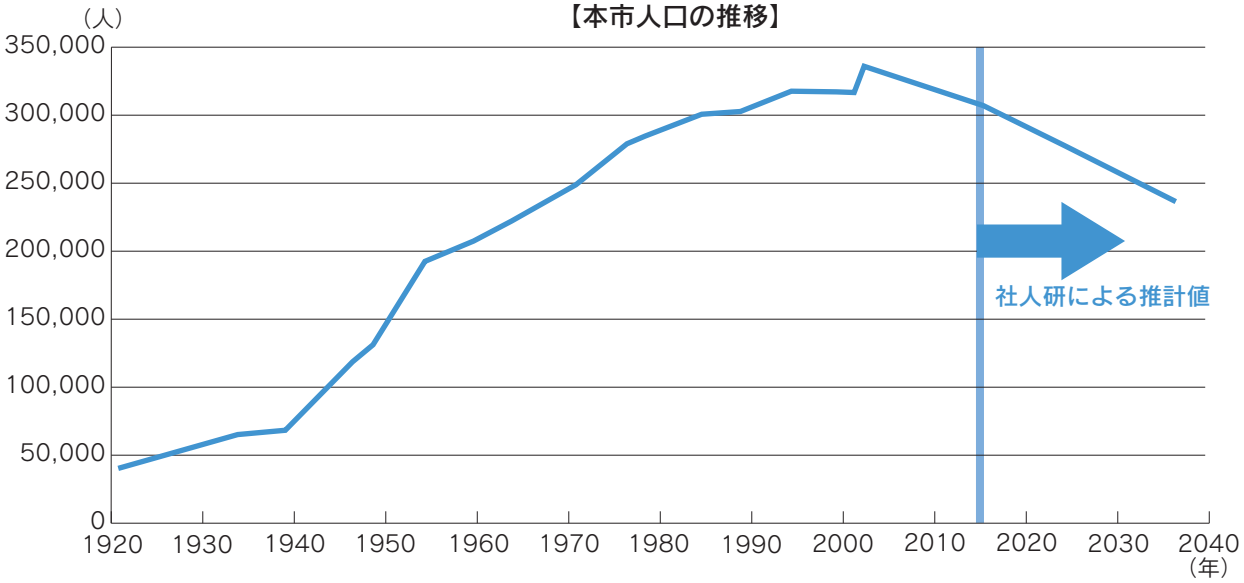

秋田市情報統計課による推計人口、社人研「日本の地域別将来推計人口」

【出生・死亡数、転入・転出数の推移】

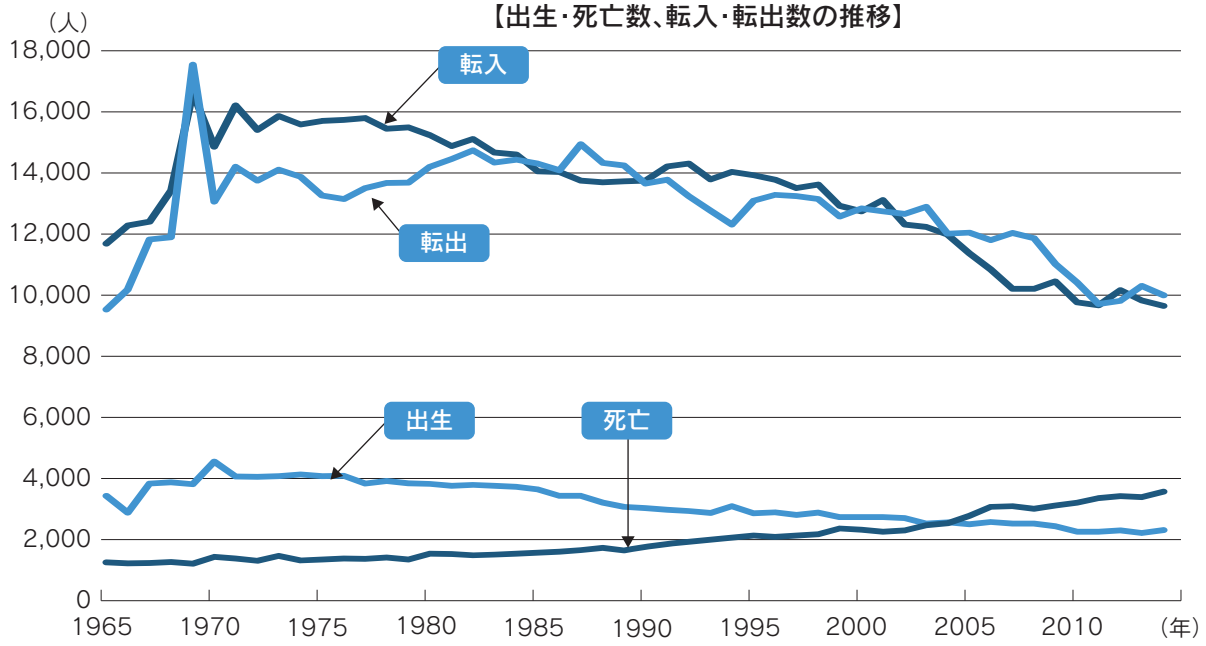

出生数、死亡数、転入数、転出数は、秋田市市民課の資料に基づき、情報統計課が集計

【総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響】

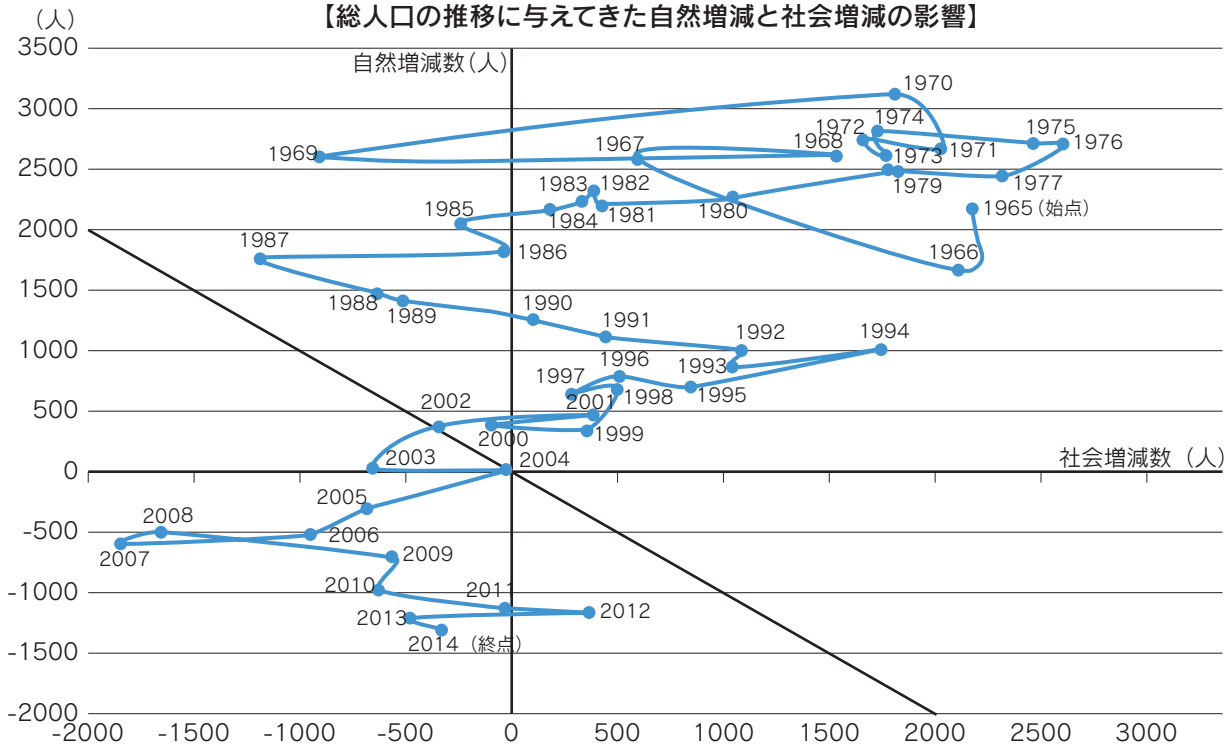

イ　推計人口と目指すべき将来人口について

（ア）推計人口

本市の人口は、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、高校や大学等の卒業に伴う転出が顕著であるなど、社会減の傾向にも歯止めがかからず、急激な人口減少局面に入りつつあります。

このような状況が続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所によると、2010（平成22）年の人口約32万4千人が、30年後の2040（平成52）年には約23万5千人まで減少すると推計されています。

（イ）目指すべき将来人口

この約23万5千人という人口は、1970（昭和45）年当時と同規模ですが、人口構造の面からみると、年少・生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、老年人口割合が約42%に達すると予想され、約6%だった当時と大きく異なる問題を抱えているものです。

こうした状況に今すぐ歯止めをかけることは困難ですが、本市の経済や医療・介護、地域コミュニティなどに与える影響等をしっかりと検証した上で、元気な秋田市を次の世代に引き継いでいくために、今こそ、この問題に正面から取り組む必要があります。

人口減少対策に取り組むことにより、本市では、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定を勘案し、2030（平成42）年に国民の希望出生率1.83、2040（平成52）年に人口置換水準2.07を達成するとともに、2015（平成27）年から2035（平成47）年にかけて、純移動率を5年ごとに概ね1／2ずつ縮小させた、2040（平成52）年の約26万人を本市の目指すべき将来人口とするものです。

（2）財政状況

本市の財政状況は、市税収入が落ち込む中で、**扶助費**※1が増加傾向にあることに加え、地方創生・人口減少対策に取り組む必要があることなどから、今後も収支不足が生じることが予想され、歳入規模に見合った持続可能な歳出構造を堅持していくことが喫緊の課題となっています。

また、地方交付税が**合併算定替**※2の特例期間の終了に伴う段階的縮減により、大幅に減少する見通しであるため、事務事業の見直しなど、さらなる行財政改革が求められる状況となっています。

【推計人口と目指すべき将来人口】

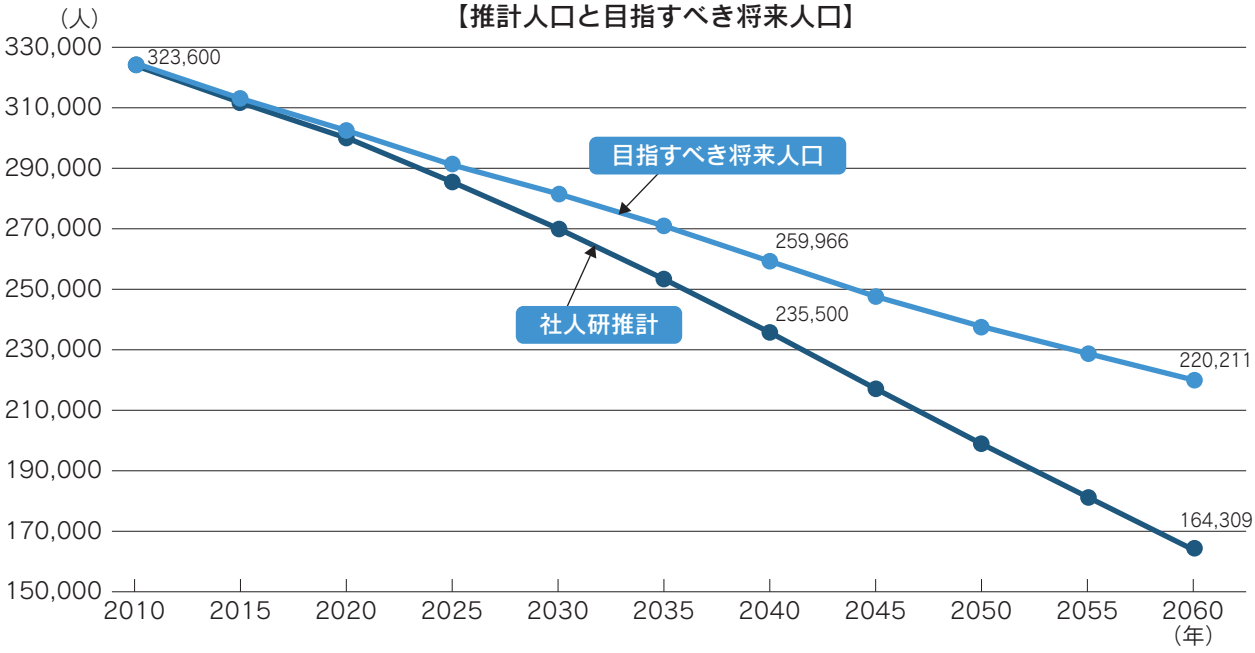

ア　歳入･歳出

市税は、個人市民税の給与所得控除見直しによる増や法人市民税の税率引下げによる減など税制改正の影響を見込むほか、経済の回復基調による増収を見込んでいますが、固定資産税は人口減少の影響や地価の下落が見込まれることから、総体的に減少傾向にあると見込んでいます。

一方、**地方財政計画**※3は今後も縮小傾向が続くことが予想されることや合併算定替終了の段階的縮減の影響も含めると実質的な地方交付税は減少すると見込みます。これにより、**一般財源**※4総額は減少傾向にあるとともに、大規模事業の終了などにより、**投資的経費**※5や**公債費**※6も減少すると見込んでおりますが、少子高齢化などの影響により扶助費が増加することから、収支不足を財政調整基金と減債基金からの繰入金で補てんする状況が続くものと見通しています。

【歳入･歳出等の推移の見込み】

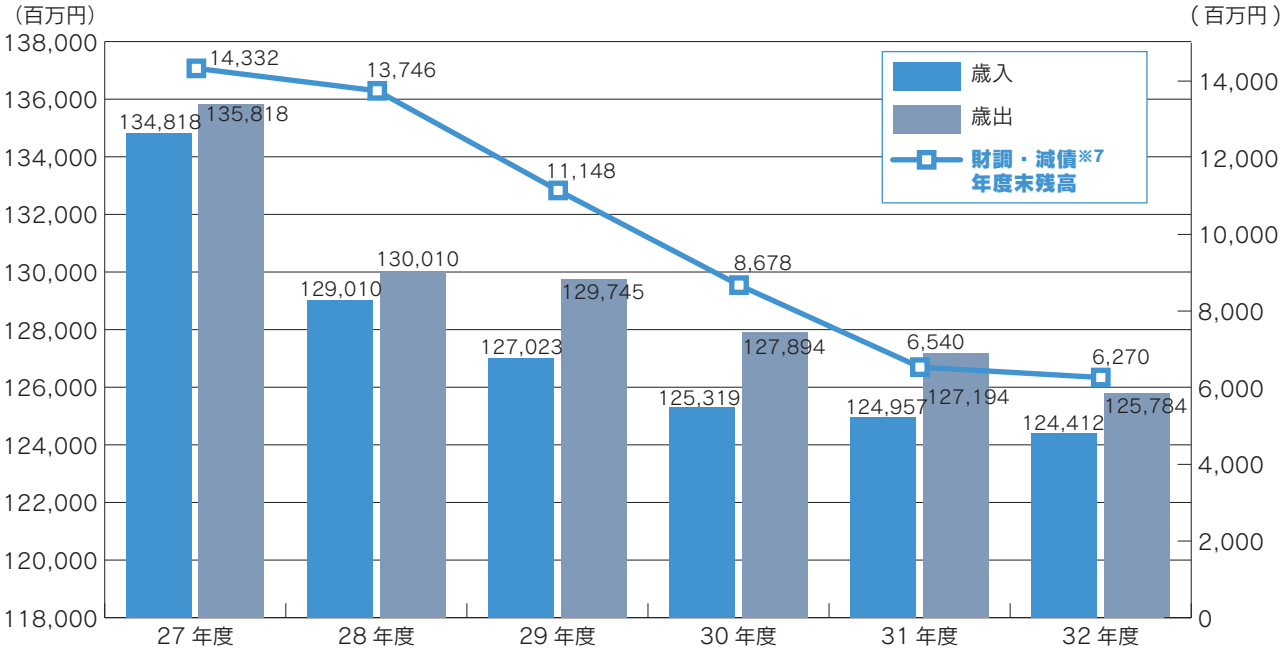

※1　扶助費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなどをいう。市が法律に基づかないで、単独施策として行うサービスなども扶助費に含まれる。

※2　合併算定替
合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮した算定方法。

※3　地方財政計画
翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込みについて国が作成し、公表しているもの。

※4　一般財源
財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金など。

※5　投資的経費
各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費のこと。

※6　公債費
地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金などの義務的な経費。

※7　財調・減債
財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金）と、減債基金（公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金）。

イ　市債残高

新庁舎建設など大規模事業の本格化により、**市債**※8発行額は増加の傾向にありましたが、投資的経費の減少や繰上償還の活用のほか、過去の市債の償還が終了することにより、市債残高は、平成29年度以降減少すると見込んでいます。市債は、世代間負担の公平性の観点から、公共施設整備などの財源として活用していますが、その償還は財政の圧迫要素となることから、大規模事業の年度間調整や新規発行の抑制などの取組が必要となっています。

【公債費等の推移の見込み】　（単位：千円）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
公債費	15,033,188	14,160,353	14,058,703	13,954,261	13,606,647	12,996,917
市債借入額	13,924,400	9,722,500	11,757,100	11,140,000	11,168,600	11,237,100
年度末市債残高	147,075,161	144,113,730	143,297,740	141,969,812	141,021,215	140,758,765
人件費	22,909,904	22,290,279	22,650,632	22,203,982	22,194,190	21,721,036
一般会計職員数（人）	2,459	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475
措置費※9	27,871,458	29,244,194	29,573,563	29,592,200	29,604,448	29,610,937

4.計画の期間と構成

（1）計画の期間

本総合計画は、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とします。

（2）計画の構成

本総合計画は、「基本構想」と「推進計画」の2部構成としています。

「基本構想」は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を図るため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものであり、「基本構想の意義」、「基本理念」、「将来都市像」、「総合計画推進のために」および「成長戦略」で構成されます。

「推進計画」は、基本構想で定めた基本理念を踏まえ、計画期間内の具体的な取組を示すものであり、「推進計画の意義」、「計画実施にあたっての取組」、「将来都市像別推進計画」、「成長戦略別推進計画」、「財政推計」および「地域別整備方針」で構成されます。

※8　市債
市が、国・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金。

※9　措置費
各法律に基づく福祉の措置に要する経費。社会福祉施設処遇に必要な人件費・維持管理費などを内容とする事務費と、利用者の直接処遇に要する生活費などの事業費からなる。

基本構想

第1●基本構想の意義
第2●基本理念
第3●将来都市像
第4●総合計画推進のために
第5●成長戦略

第1●基本構想の意義

1.基本構想の位置づけ

基本構想は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を図るため、5年間の計画期間を通した目標とそれを実現するための基本的な考え方を示すものです。

2.基本構想の構成

基本構想は、「基本理念」「将来都市像」「総合計画推進のために」および「成長戦略」で構成されます。

基本構想	基本理念	本市の目指すべき姿・まちづくりの理念
	将来都市像	基本理念のもとに目指す大局的な方向性
	政策	将来都市像実現に向けた政策
	施策	政策に基づく取組の方向性
推進計画	取組・事業	施策達成のための個別の事務事業（予算事業）

(1) 基本理念

本総合計画の計画期間最終年度である平成32年度における本市の目指すべき姿を設定したものです。

(2) 将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として設定したものです。

将来都市像ごとに「政策」および「施策」に細分化し、体系図を示しています。

(3) 総合計画推進のために

組織機構・市民サービス向上などの行政経営分野における取組や、基本構想および推進計画の実施にあたって、本市が意識していくべき視点を設定したものです。

(4) 成長戦略

人口減少問題を正面から受けとめ、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」を目指し、将来都市像別の体系にとらわれずに、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入することにより、本市の成長を牽引するために設定したものです。

■ 総合計画の体系

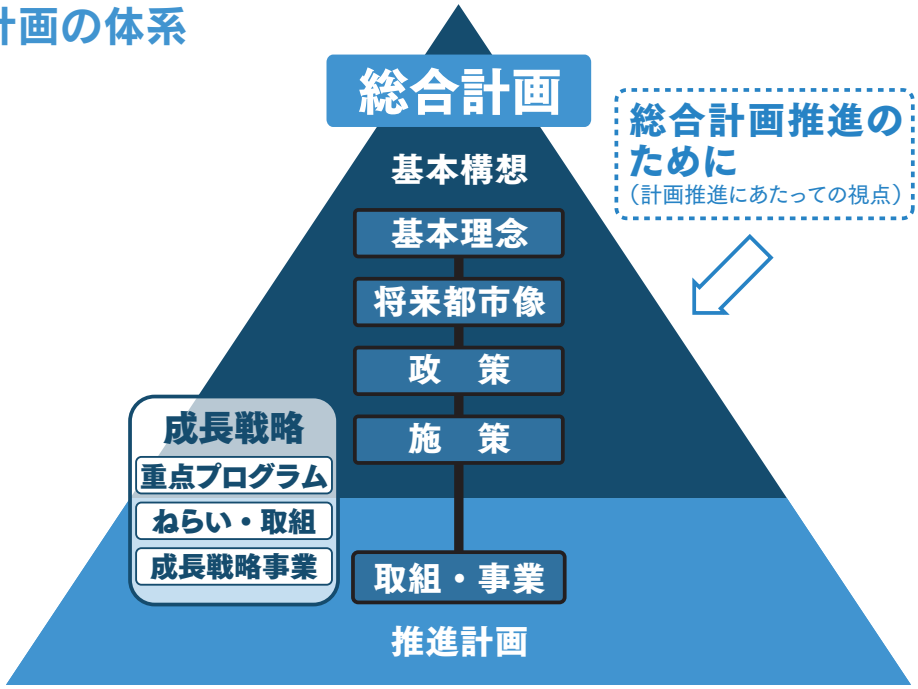

第2●基本理念

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、本県全体を牽引する県都として持続的な成長・発展を実現していくためには、人口減少問題を正面から受けとめ、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていかなければなりません。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を発揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

●年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」
●にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」
●四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「くらし」

市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・くらしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

ともにつくり　ともに生きる　人・まち・くらし

～ストップ人口減少　元気と豊かさを次世代に～

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、2040（平成52）年に約23万5千人まで減少する一方、老年人口割合は約42%に達すると推計されています。

こうした状況に今すぐ歯止めをかけることは困難でありますが、人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置付け、元気な秋田市づくりを進めるとともに、人口減少下において発展や拡大のみにとらわれることなく、成熟や質的な向上による暮らしの豊かさを次の世代に引き継いでいくため、基本理念の副題に「ストップ人口減少　元気と豊かさを次世代に」を掲げます。

本市では、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、人口の現状を分析し、人口減少が本市に何をもたらすのかなどを明らかにした上で、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「秋田市人口ビジョン」と、これに基づき政策目標や具体的施策等を定める「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

本市の人口減少対策については、これら総合戦略等を通じて、子育ての希望をかなえられる環境づくり、新しい仕事づくりや雇用の質の向上、地域資源を活用した人をひきつけるまちづくり、誰もが安心して暮らせる健康長寿社会づくり、暮らし・産業・自然が調和した**コンパクトシティ**※1の形成などに取り組んでいくものです。

※1　コンパクトシティ
市街地の拡大を抑制し、中心部に住宅や公共施設、商業施設など様々な機能を集約して、できるだけマイカーに頼らず、徒歩や自転車で移動できる程度のコンパクトな規模に収める都市形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

第3●将来都市像

基本理念のもとに目指す大局的な方向性として、次の5つの将来都市像を設定し、将来都市像ごとの政策および施策について、体系として表します。

将来都市像 1　豊かで活力に満ちたまち
将来都市像 2　緑あふれる環境を備えた快適なまち
将来都市像 3　健康で安全安心に暮らせるまち
将来都市像 4　家族と地域が支えあう元気なまち
将来都市像 5　人と文化をはぐくむ誇れるまち

将来都市像	政策	施策
1 豊かで活力に満ちたまち	1 商工業の振興	①企業立地・事業拡大の推進
		②企業の活性化の推進
		③雇用の拡大と質の向上
		④貿易と物流の拡大
	2 農林水産業の振興	①農林水産業経営の確立と食料の安定供給
		②戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出
		③豊かな農山村の形成
	3 交流人口の拡大と移住促進	①観光振興の推進
		②にぎわいの創出
		③移住の促進
2 緑あふれる環境を備えた快適なまち	1 環境との調和	①環境保全の推進
		②循環型社会の推進
		③地球温暖化への対応
	2 都市基盤の確立	①秩序ある都市環境の形成
		②住宅環境の整備
		③上下水道サービスの提供
		④道路整備の推進
		⑤交通機能の充実
		⑥情報通信技術の利活用

将来都市像	政策	施策
3 健康で安全安心に暮らせるまち	1 安全な生活の実現	①危機管理体制の確立
		②雪に強いまちの確立
		③防犯・交通安全体制の確立
	2 安心して暮らせる毎日の実現	①健全な消費・生活衛生環境の確保
		②食育の推進
		③保健・医療体制の充実
		④消防・救急体制の充実
		⑤社会保障制度の確保
4 家族と地域が支えあう元気なまち	1 家族や地域を支える絆づくり	①家族・地域の絆づくりの推進
		②男女共生社会の確立
	2 地域福祉の充実	①地域福祉の推進
		②障がい者福祉の充実
		③高齢者福祉の充実
	3 次代を担う子どもの育成	①子ども・子育て環境の充実
		②若い世代の育成支援
	4 市民の主体的な活動の推進	①市民による地域づくりの推進
		②市民活動の促進
5 人と文化をはぐくむ誇れるまち	1 文化の創造	①文化財の保存と活用
		②市民文化の振興
		③生涯スポーツの推進
		④国際交流の推進
	2 教育の充実	①社会教育の充実
		②学校教育の充実
		③高等教育の充実

将来都市像1　豊かで活力に満ちたまち

産業振興により地域経済を活性化し、雇用とにぎわいを創出することにより都市としての求心力を高め、多様な交流や連携を構築し、県都として周辺圏域の発展を牽引する「豊かで活力に満ちたまち」を目指します。

政策1　商工業の振興

工業

【現状と課題】

国が主導する経済対策により、都市部を中心に景気は回復傾向にあり、製造業においては、生産拠点の海外から国内へのシフトや国内での設備投資の増加により、製造品出荷額も増加傾向にあります。

一方、本市においては、従業者数が少ない小規模事業所や加工・組立の一部工程のみを行う企業が多く、近年は、製造品出荷額が減少傾向にあるものの、電子部品等の既存誘致企業を中心に生産力増強等に伴う設備投資の動きも見られます。

【取組の方向】

本市の有利な融資あっせん制度や補助制度について、時代のニーズに応じた見直しを図りながら、制度の活用を促進することにより、がんばる地元企業の新分野進出や設備投資などの事業拡大と雇用創出につながる支援に取り組みます。

また、産学官連携による市内企業の技術力向上や成長分野への進出を支援するほか、既存の誘致企業に対しては、その本社・親会社等を定期的に訪問し、工場の新増設などの事業拡大を働きかけていきます。

企業誘致

【現状と課題】

国の経済政策の効果や円安基調の定着等により、主要企業の業績は改善傾向にあり、設備投資動向も上向いていますが、その大半は既存施設の更新や増設に向けられており、新たな生産拠点の立地には、多くの企業が慎重になっています。

こうした中、本市においても、既存誘致企業を中心に、大型の設備投資や雇用拡大の動きが見られる一方で、市外企業の新規立地については、激しさを増す自治体間競争や産業のグローバル化などを背景に、依然として厳しい状況にあります。

【取組の方向】

引き続き県と連携し、本市の立地環境や優遇制度などのPRに努め、電子・輸送機関連や医薬・医療関連、ICT・情報通信関連など、今後成長が期待される産業分野を主なターゲットとしながら、製造工場等の新規立地に向けた誘致活動を推進します。

また、首都圏等で活躍している本市ゆかりの経済人等のネットワークを活用したアプローチを幅広く展開するほか、商工業振興条例に基づく優遇制度のインセンティブ効果を高めるため、直近の経済動向や真の企業ニーズに合致した内容となるよう不断の見直しに努めます。

加えて、工場立地の受け皿となる工業団地については、用地取得費の負担軽減や小区画化の検討など、企業が立地しやすい環境整備を進め、分譲・貸付の促進を図ります。

商業・サービス業

【現状と課題】

消費増税の影響による買い控えや、物価上昇に賃金が追いついていない状況にある中で、本市の商業・サービス業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

特に、商店街においては、商店主の高齢化や後継者不足、大型店やコンビニエンスストアの進出などにより、既存の商店が減少しています。

また、**中心市街地**※2では、融資あっせんや補助制度により、中心市街地活性化基本計画に基づく商業集積を促進し、一定の効果があったものの、空き店舗や空きテナントの解消には至っていません。

【取組の方向】

既存の商圏が大きく変動している中で、これからの商店街のあり方を検証し、商店街への支援策について見直しを行うほか、商工団体との連携により、円滑な事業承継を支援します。

また、**中心市街地**※2においては、引き続き、空き店舗・空きテナントの解消に向けた商業集積を促進し、県都としてのさらなるにぎわいづくりを目指します。

さらに、観光、環境、情報などのサービス分野についても、融資あっせん制度の見直しや周知を図り、企業の事業拡大と雇用創出につながる支援に努めます。

中小企業経営

【現状と課題】

市内の中小企業においては、為替・原油価格の動向が全体としては景況にプラスに作用しているものの、販売・受注競争の激化による売上・受注の不振が続いています。さらに、小売業においては仕入価格の上昇、サービス業においては人材不足の問題も抱えています。

また、廃業率が開業率を上回っており、県外からの**Aターン**※3者も視野に入れた事業承継や創業支援が必要となっています。

【取組の方向】

本市の強みや特色、潜在力をいかしながら、成長産業への進出や新事業の展開、**地域ブランド**※4商品の開発、販路拡大などに積極的に取り組んでいる中小企業を資金面で支援し、地域産業の競争力強化を目指すほか、小規模事業者の実態把握に努め、市と商工団体それぞれの役割に応じた適切な支援を行います。

また、新規創業者の発掘と創業支援策の拡大により、開業率の向上を目指すとともに、創業初期のリスク軽減と事業安定化を支援します。

※2　中心市街地
平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域（約119ha）。

※3　Aターン
オールターン（ALL TURN）のAと秋田（AKITA）のAをかけた造語で、秋田へのUターン、Jターン、Iターンを指すもの。

※4　地域ブランド
地域のイメージと関連させながら、商品・サービスの開発や高付加価値化に取り組むことなどにより生み出される、差別化された価値。

将来都市像1　豊かで活力に満ちたまち

雇用

【現状と課題】

景気の緩やかな回復を受けて、ハローワーク秋田管内の有効求人倍率や新規学卒者の就職内定率も上昇していますが、雇用者に占める非正規雇用の割合は依然として高く、新規学卒者の離職率も全国平均より高い状況にあります。

また、少子高齢化や若年者の転出、産業の基盤となる熟練技術者の後継者不足など労働力人口は減少していることから、人口減少社会に対応した労働力の確保が急務となっています。

【取組の方向】

若い世代が安心して働くことができるよう、雇用環境の改善とやりがいのある仕事づくりを支援するとともに、国・県との連携により求職者のキャリアアップや企業の雇用促進を支援する既存事業の充実を図り、若年者の定着につながる「雇用の質」の向上に取り組みます。

また、高齢者や女性が活躍できる就業機会の拡大、障がい者の雇用促進などにより、多様な人材が能力を十分に発揮できる環境づくりを支援します。

貿易

【現状と課題】

秋田港における貿易額とコンテナ取扱量は、東日本大震災を契機とした代替需要等を背景に大幅に増加し、その後の港湾インフラの充実や荷主に対するインセンティブ制度の効果等により、引き続き堅調を維持しているものの、依然として輸入超過の状況が続いています。

また、市内企業の海外ビジネスは、国際的な社会経済情勢の変化等の課題もあり、いまだ秋田産品の販路開拓・拡大には至っていない状況にあります。

秋田県の輸出入総額　（単位：百万円）

年	輸出	輸入	合計
H22	27,266	96,105	123,371
H23	33,361	160,672	194,033
H24	30,653	189,823	220,476
H25	33,672	217,710	251,382
H26	37,621	194,819	232,440

※函館税関貿易概況

【取組の方向】

県や関係機関等と連携し、各種インセンティブ制度の充実や国内外でのポートセールス活動により、秋田港の利用促進に努めるとともに、港湾機能の拡充等に努めます。また、市内企業のニーズに応じた海外展示会・商談会への出展を引き続き支援することで、秋田産品の販路開拓と拡大を目指します。

『政策1 商工業の振興』のもと取り組む施策

- 施策① 企業立地･事業拡大の推進
- 施策② 企業の活性化の推進
- 施策③ 雇用の拡大と質の向上
- 施策④ 貿易と物流の拡大

政策2　農林水産業の振興

●農林水産業

【現状と課題】

農林水産業は、従事者の高齢化が急速に進んできており、担い手不足が深刻化しています。

こうした中、農業においては、新規就農者数や**認定農業者**※5数が増加傾向にあるなど、明るい兆しも見られる一方、高齢化等により離農者も増加しており、意欲と意識の高い担い手の育成が急務となっています。

また、米価の下落や主食用米の生産調整の見直しに加え、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の影響などにより、農業経営は厳しい状況が続くことが予想されることから、生産性の向上や園芸作物・畜産等との複合化、農林水産物を原材料とした加工・販売を行う6次産業化等を推進する必要があります。

林業においては、木材価格の低迷による生産活動が停滞する中で、間伐の実施など森林の適切な管理が課題となっています。

【取組の方向】

消費市場や人材資源など都市部と隣接する立地条件をいかし、優れた担い手の育成や経営の複合化、6次産業化等を推進するとともに、TPPも見据えた生産性向上や競争力強化に向けた施策の実施により、健全で持続的に発展する農林水産業の確立と安全で安心な食料の安定供給を目指します。

●農山村

【現状と課題】

農業生産基盤の整備や道路、上下水道などの生活環境の整備は進んできていますが、地域の農林業経営の担い手不足や高齢化が急速に進んでおり、農山村地域の伝統文化の継承や集落機能の維持が困難となるおそれがあります。

【取組の方向】

農業生産基盤や生活環境を整備し、農山村の持つ多面的な機能を発揮することにより、農業生産性の向上や生活環境の改善、集落機能の維持を図るとともに、都市農村交流の促進や特色ある中山間地域の創造により、豊かな農山村の形成を目指します。

『政策2 農林水産業の振興』のもと取り組む施策

- 施策① 農林水産業経営の確立と食料の安定供給
- 施策② 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出
- 施策③ 豊かな農山村の形成

※5　認定農業者
経営改善に取り組む意欲のある農業者で「農業経営改善計画書」を市町村に提出し、認定を受けた者。

将来都市像1 豊かで活力に満ちたまち

政策3 交流人口の拡大と移住促進

観光

【現状と課題】

情報がグローバル化する中、観光を取り巻く状況は団体旅行から個人やグループ旅行に移行し、地域の食、文化・歴史、生活体験などニーズが多様化しています。

このような中、首都圏を中心とした観光プロモーションや韓国・台湾などアジアからのインバウンド、助成金によるコンベンション誘致などで、交流人口の拡大に一定の効果が見られるものの、地域の食や文化財を組み入れたまちあるき観光等については、WEB等を活用したさらなる情報発信が求められています。

助成対象コンベンション参加人数 （単位：人）

年度	参加人数
H25	20,343
H26	25,355

※助成制度は平成25年度からのため、それ以前は実績なし

【取組の方向】

様々な地域資源をいかしながら、県や観光連盟などとの協働による広域の観光連携施策を強化し、都市の魅力向上と地域への経済波及に資する取組を進めます。本市が持つ、陸・海・空の交通結節の利点を最大限活用しながら、積極的な観光プロモーションで国内からの誘客の流れを生み出すとともに、国外への情報発信と受入態勢などのインバウンド対策を強化し、交流人口の拡大に努めます。

まちのにぎわい

【現状と課題】

にぎわいの核となる**中心市街地**※2に関して、歩行者通行量は若干の増加傾向にあるものの、地価の下落や小売業年間商品販売額の減少など、衰退傾向に歯止めがかからない状況にあり、活力の再生に向けて行政、地域、事業者が積極的ににぎわいの創出に取り組む必要があります。

また、ポートタワーセリオン周辺の臨港地区は、秋田市から男鹿市へ向かう主要観光動線に位置しており、道の駅あきた港の中心施設であるポートタワーセリオンをリニューアルし、物販、飲食などの機能を拡充したことにより、新たな集客機能を担うことが期待されています。

加えて、3つのトップスポーツクラブがホームタウンにするなど様々な地域資源があることから、これらをいかしたにぎわいの創出に取り組む必要があります。

【取組の方向】

中心市街地※2は本市をイメージする“顔”であり、**コンパクトシティ**※1の核として高次都市機能の集積を図りながら、中央街区をはじめ、旭川をはさんだ大町、通町、川反地区を一体的な区域として、人々が住み、集い、買物や公共施設の利用、散策など、多機能空間として活性化を図るとともに、にぎわいの創出に努めます。

※1 コンパクトシティ
市街地の拡大を抑制し、中心部に住宅や公共施設、商業施設など様々な機能を集約して、できるだけマイカーに頼らず、徒歩や自転車で移動できる程度のコンパクトな規模に収める都市形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

※2 中心市街地
平成20年7月に内閣総理大臣に認定された「秋田市中心市街地活性化基本計画」において設定した、秋田駅周辺から通町までの区域（約119ha）。

また、臨港地区においては、海の玄関口、人流拠点などとしてのにぎわい創出を目指します。

加えて、地元のトップスポーツチームを応援することで、市民の連帯意識や地域に対する愛着を深めるとともに、地域の活性化を目指します。

移住の促進

【現状と課題】

少子高齢化の進行により、このままでは人口減少は避けられない状況にあります。

特に本市では、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職による転出が社会減の大きな要因となっている一方、転入は県内市町村からのものに偏っており、人口流出を抑えるとともに、県外からの移住を増やす取組を進める必要があります。

【取組の方向】

都市の便利さと豊かな自然がほどよく調和したまちという本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験してもらうための事業などに取り組みます。また、進学、就職等で転出した本市出身者のUターンや、市内の大学への進学等をきっかけに転入した若者の定着も含め、県外からの移住者を積極的に受け入れ、定着につなげられる環境の整備に努めます。

『政策3 交流人口の拡大と移住促進』のもと取り組む施策

- 施策① 観光振興の推進
- 施策② にぎわいの創出
- 施策③ 移住の促進

将来都市像2　緑あふれる環境を備えた快適なまち

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することができる**コンパクトシティ**[※1]を形成し、いつの時代においても、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を目指します。

政策1　環境との調和

環境保全

【現状と課題】

大気や水など、生活を営む上で身近に感じる環境はおおむね良好な状況で推移しており、この恵まれた環境を次の世代へ引き継ぐためにも、自然環境や生活環境の保全に向けた取組が重要となっています。

【取組の方向】

生物の多様性と自然環境を守りながら、大気、水を含む生活環境を適正な水準に保ち、市と市民の協力のもと、将来にわたって暮らしやすい快適なまちを目指します。

循環型社会

【現状と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方が問われる中、環境への負荷低減や天然資源の消費を抑制する観点から、生活スタイルの見直しや廃棄物の適正処理が課題となっています。

家庭系ごみ排出量推移

年度	家庭ごみ（トン）	粗大ごみ（トン）	合計（家庭系ごみ）（トン）	一人1日当たり（グラム）
H22	70,123	519	70,642	601
H23	67,979	570	68,549	584
H24	65,671	594	66,265	566
H25	60,867	591	61,458	527
H26	60,827	558	61,385	529

【取組の方向】

ごみの発生抑制や廃棄物の適正処理に向けた取組を通じて、環境に配慮した持続可能な**循環型社会**[※6]の形成に努めます。

※1　コンパクトシティ
市街地の拡大を抑制し、中心部に住宅や公共施設、商業施設など様々な機能を集約して、できるだけマイカーに頼らず、徒歩や自転車で移動できる程度のコンパクトな規模に収める都市形態。国では多くの地方自治体が共有できる具体像として、生活拠点が複数存在し、各地とこれらの拠点が公共交通ネットワークで結ばれた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を提唱。

※6　循環型社会
廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進、適正処分の確保によって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。

地球温暖化

【現状と課題】

二酸化炭素などの**温室効果ガス**※7に起因する地球温暖化への対応は、今後の地球環境を左右する世界的な課題となっており、各地方自治体においては、国が掲げる排出抑制目標の達成などのため、市民や事業者とともに様々な取組を進めることが求められています。

【取組の方向】

家庭や事業所における地球温暖化防止に向けた取組、**新エネルギー**※8・省エネルギー設備の導入などを通じ、**温室効果ガス**※7の排出を抑制するとともに、環境関連技術や**環境付加価値**※9を活用した産業の振興による経済の活性化を目指します。

『政策1 環境との調和』のもと取り組む施策

- 施策① 環境保全の推進
- 施策② 循環型社会の推進
- 施策③ 地球温暖化への対応

※7 温室効果ガス
二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線を一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

※8 新エネルギー
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）で指定されている太陽光発電や風力発電など10種類の石油代替エネルギー。

※9 環境付加価値
二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない発電や取組を金銭的価値として評価したもの。

将来都市像2　緑あふれる環境を備えた快適なまち

政策2　都市基盤の確立

市街地形成

【現状と課題】

本市は、人口減少の進行とともに、市街地の低密度化が進んでおり、この状態がさらに進んだ場合、インフラの維持・更新費など都市経営コストの増大とともに、公共サービスの低下が危惧されます。

【取組の方向】

今後の人口減少・少子高齢化を見据え、あらゆる市民が生活に必要なサービスを容易に享受できるよう、市街地の拡大を抑制するとともに、これまで市街地内で蓄積してきた都市基盤施設や都市機能を有効活用しながら、**都心・中心市街地**※10を本市の顔となる各種高次都市機能の集積を図る拠点として、また、6つの**地域中心**※11を地域特性を踏まえた生活サービスの拠点として都市機能誘導や居住誘導を図り、持続可能なコンパクトな市街地形成を目指します。

景観形成と都市緑化

【現状と課題】

太平山の裾野が見渡せる田園風景の美しい眺め、旭川が流れる城下町や街道の伝統を感じさせる既存市街地、緑化され整然とした新興住宅街など、良好な景観が形成されています。

また、公園の整備や緑化、市街地の貴重な緑の保全により、緑豊かで魅力ある都市空間づくりを進めており、地域の特色をいかした景観まちづくり活動や市民がつくる緑のまちづくり活動など、市民主体の取組も展開されています。

【取組の方向】

豊富な自然や受け継がれてきた歴史と良好な景観資源の保全など、地域の特性をいかした「新たな秋田らしさ」の創造を目指し、市民や事業者と行政が一体となって魅力あふれる景観づくりに取り組み、うるおいとやすらぎを得られる景観形成や安全・快適で緑豊かな都市環境の形成を目指します。

※10　都心・中心市街地
全県全市を対象とする広域的な行政、金融等の中枢業務、商業、文化、教育、アミューズメント等の高次都市機能の集積した地域（中心市街地を含む秋田駅から山王地区）。

※11　地域中心
東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の6地域のそれぞれの拠点となる地域レベルの中心地区。

住宅

【現状と課題】

人口が減少し、世帯数も減少に転ずることが見込まれる中、戸建て住宅が多く、持ち家率も高い状況にあり、量的には充足している一方で、住宅の新築は減少し、空き家が増加傾向にあるなど、住生活の質の向上が求められています。

住宅の**バリアフリー**[※12]化は徐々に進んでいますが、**耐震化**[※13]の伸びは低くなっているほか、建築物の中高層化による日照やプライバシーの問題など、近隣住民との調整を必要とする事例も見られます。

市営住宅については、子育て世帯や高齢者世帯などの生活環境が整った立地にある住宅への入居要望が多くなっています。

【取組の方向】

良質な**住宅ストック**[※14]の形成と維持保全、良好な住環境の形成を目指すとともに、空き家の利活用を推進します。

また、市営住宅については、多様なニーズにこたえ、市民が安心して居住できる環境の確保に努めます。

住宅ストックの現状　（単位：戸）

住宅総数		138,090
持家		90,290
借家		44,980
	公営	3,500
	公団・公社	160
	民営	37,240
	給与住宅	4,090

出典：平成25年住宅・土地統計調査　第21表

※住宅・土地統計調査は抽出調査のため、各項目の合計値は一致しない。

水道

【現状と課題】

普及率がほぼ100%となり、市民誰もが水道を利用できる環境になっているものの、老朽化した施設の更新や危機管理対策などが必要となっています。

また、今後の人口減少やこれに伴う給水量の減少など、経営環境の変化への対応が求められています。

【取組の方向】

効率的な事業経営のもと、老朽化した施設の更新や**耐震化**[※15]の実施、危機管理対策の見直しなどを進め、安全でおいしい水の安定的な供給を目指します。

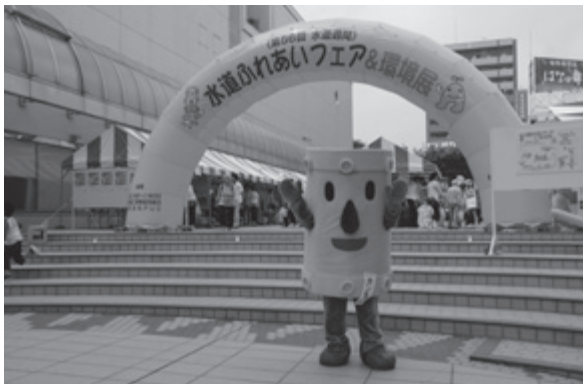

※12　バリアフリー
高齢者や障がい者などが生活していく上で、社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消などに加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

※13　耐震化（住宅）
昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたり、基礎を補強するなどの改修工事を行うこと。

※14　住宅ストック
ある一時点におけるすべての住宅の数。

※15　耐震化（水道）
昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたりする改修工事や建て替えなどを行うことや、耐震性を有しない老朽管を耐震管に更新すること。

将来都市像2　緑あふれる環境を備えた快適なまち

生活排水処理

【現状と課題】

公共下水道などによる汚水処理人口普及率は90%を超えたものの、水洗化率は80%台後半で伸び悩んでおり、快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全が課題となっています。

また、施設の老朽化や危機管理対策に加え、人口や使用料収入の減少など、経営環境の変化への対応が求められています。

汚水処理人口普及率　（単位：%）

年度	汚水処理人口普及率
H22	95.5
H23	96.1
H24	96.9
H25	97.2
H26	97.5

【取組の方向】

効率的な事業経営のもと、未接続世帯の水洗化の促進、老朽化した施設の更新や長寿命化、危機管理対策の見直しなどを進め、快適な生活環境の整備と公共用水域の水質保全を目指します。

道路整備

【現状と課題】

都市計画道路※16など骨格道路のネットワークの構築が遅れており、また、高度経済成長期以降に整備した橋りょうなどの道路ストックの老朽化が深刻となっています。

【取組の方向】

市民生活と社会経済活動を支える骨格道路のネットワークの整備を進めるとともに、道路ストックの予防保全的な維持管理を計画的に行い、安全・安心な道路づくりを進めます。

※16　**都市計画道路**
都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

交通機能

【現状と課題】

市内には秋田港や秋田空港、秋田駅、高速道路のインターチェンジがそろっており、これらの交通拠点により人流・物流を広域的に結んでいます。

一方、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通については、超高齢・人口減少社会にあって利用者は減少傾向にあるものの、市民の移動手段として将来にわたって持続させる必要があります。

【取組の方向】

陸・海・空の優れた広域交通機能を活用した、東北を代表する交流拠点となる求心力の高い魅力的なまちを目指します。

また、公共交通は、地域のニーズや特性に配慮しながらネットワークの構築を図るなど、市民の利便性の確保と効率性の両立を目指します。

情報通信環境

【現状と課題】

インターネットを中心に、パソコン、携帯電話（スマートフォン）など情報通信技術が急速に進展し、快適で便利な市民生活を送る上で、その重要性が高まっています。行政の各分野においても、個人番号（マイナンバー）をはじめ、情報通信技術が大きな役割を担っている一方で、セキュリティの確保や情報通信環境に格差が生じている地域や市民もいることが問題になっています。

【取組の方向】

新しい情報通信技術を導入・普及促進し、より快適で便利な市民生活を目指すとともに、行政の各分野においても、情報通信技術の積極的な導入と最適化を行います。

また、セキュリティの確保に十分留意した上で、情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信環境の格差縮小に努めます。

『政策2 都市基盤の確立』のもと取り組む施策

- 施策① 秩序ある都市環境の形成
- 施策② 住宅環境の整備
- 施策③ 上下水道サービスの提供
- 施策④ 道路整備の推進
- 施策⑤ 交通機能の充実
- 施策⑥ 情報通信技術の利活用

将来都市像3　健康で安全安心に暮らせるまち

生活の危険を回避できる十分な体制を整備し、市民が健やかな心身を保ちながら、「健康で安全安心に暮らせるまち」を目指します。

政策1　安全な生活の実現

災害時の危機管理

【現状と課題】

平成23年に発生した東日本大震災による地震と津波、また、近年の異常気象ともいえる集中豪雨や土砂災害など、全国的に自然災害による被害が増加し、大規模化の傾向にあります。

市民の生命や財産などを脅かす危機が増加している一方、地域の防災活動の要ともなる**自主防災組織**※17は、少子高齢化の進行やコミュニティ意識の希薄化などへの対応が必要となっています。

自主防災組織の結成率の推移　（単位：%）

年度	結成率
H22	65.2
H23	66.1
H24	68.1
H25	70.5
H26	71.3

【取組の方向】

行政だけでなく、関係機関をはじめ、市民一人ひとりが、また企業などの事業者が、それぞれ自らの力で自らを災害から守り、相互に助けあい、自助・共助・公助の理念に基づき連携を図り、災害や危機に対して迅速に対応できる体制の整備を進めます。

健康危機管理

【現状と課題】

生活環境がグローバルな変化を続ける中、食中毒や**感染症**※18など健康を脅かす健康危機の発生が危惧されます。

【取組の方向】

健康危機の発生時には、被害を最小限にするよう、関係機関等から情報を収集し各種調査を実施するなど、的確な対応ができる体制を構築します。

※17　自主防災組織
地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。

※18　感染症
細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り増殖して発症する疾患の総称。

災害に強いまちづくり

【現状と課題】

市内には、木造住宅密集地や狭い幅員の生活道路、公園未整備地域などがあり、緊急時における物資輸送路や避難経路、**オープンスペース**※19の確保など、都市の防災機能面で十分な水準に達していない状況も見受けられます。

【取組の方向】

無電柱化の推進など、防災・減災に対応した都市機能の充実を図り、道路、公園、河川、下水道などの都市空間が有する多様性を活用した災害に強いまちを目指します。

雪に強いまち

【現状と課題】

これまで道路除排雪作業の主力を担ってきた経験豊富な建設業者が減少傾向にあるなど、雪対策を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

一方、地域においては、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などにより、屋根の雪下ろしや間口除雪など雪処理の担い手不足が課題となっています。

【取組の方向】

冬期における雪対策については、市民協働の推進や高齢者支援策などの充実を図ることにより、安全で円滑な道路交通が確保された雪に強いまちを目指します。

※19 **オープンスペース**
緑地や広場を含む公共の空地。

将来都市像3　健康で安全安心に暮らせるまち

防犯対策

【現状と課題】

市民による見守りやパトロールなど地域の安全安心につながる活動が活発に行われるようになった一方で、犯罪内容は多様化し、その手口が悪質化、巧妙化しています。また、重大な犯罪につながりかねない不審者情報も多数あり、治安悪化に対する不安が大きくなっています。

【取組の方向】

地域全体の治安を確保するため、警察、市、地域などが、各自の役割を果たしながら緊密に連携を取り、犯罪を抑止するための効果的な取組を行い、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

交通安全対策

【現状と課題】

交通安全活動の取組により、交通事故の発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあるものの、全死傷者数に占める高齢者の割合が増加しています。

また、生活道路には幅員の狭い道路や見通しの悪い交差点が多く残っており、歩行者や自転車の交通環境は厳しい状況にあります。

【取組の方向】

交通安全に対する意識啓発や交通安全運動の推進を図るとともに、道路や交通安全施設の整備などにより、すべての道路利用者が安全に道路を利用できる環境の確保を目指します。

秋田市内の交通事故発生状況

年	件数	死者数		負傷者数		死傷者数		
		全数（人）	うち高齢者（人）	全数（人）	うち高齢者（人）	全数（人）	うち高齢者（人）	割合（%）
H23	1,135	8	3	1,378	166	1,386	169	12.2
H24	1,078	8	4	1,279	166	1,287	170	13.2
H25	988	6	4	1,202	147	1,208	151	12.5
H26	928	2	1	1,129	151	1,131	152	13.4
H27	921	4	2	1,092	162	1,096	164	15.0

※各年のデータは1月から12月までの累計

『政策1 安全な生活の実現』のもと取り組む施策

- 施策① 危機管理体制の確立
- 施策② 雪に強いまちの確立
- 施策③ 防犯・交通安全体制の確立

政策2　安心して暮らせる毎日の実現

消費･生活衛生環境

【現状と課題】

悪質商法等による消費者トラブルが後を絶たず、特殊詐欺による被害対策や多重債務者の救済も急務となっています。

また、食生活を取り巻く環境の変化により、食品の安全に対する意識が高まっているほか、ライフスタイルの多様化に伴い、**生活衛生関係施設**※20の衛生確保や動物の**適正飼養**※21のあり方が注目されています。

【取組の方向】

相談体制の充実や正しい知識の普及啓発、適切な監視指導などにより、消費生活の安全安心の確保や生活衛生環境の維持向上に努めます。

食育

【現状と課題】

「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、健康に暮らしていくための基本となるものですが、栄養の偏りや不規則な食事、地域の食文化の喪失などが見受けられており、「食」のあり方や地域食材の活用に対する関心が高まっています。

【取組の方向】

生涯にわたって健康な心と身体をつくり、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、**食育**※22の推進に取り組みます。

※20　生活衛生関係施設
旅館業、興業場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等。

※21　適正飼養
人と動物の調和のとれた共生社会を構築していくために、動物の習性行動を理解し、動物の視点に立って終生にわたり飼養すること。

※22　食育
生きる上での基本であって、知育･徳育･体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間をはぐくむこと。

将来都市像3　健康で安全安心に暮らせるまち

保健・医療

【現状と課題】

医学の進歩や生活環境の改善により平均寿命が延びる中で、食生活やライフスタイルの多様化とともに、喫煙や運動不足などによる**生活習慣病**※23が増加しています。また、がんは依然として死亡原因の第1位であり、がん対策も重要となっています。

自殺者数は減少傾向にありますが、自殺や精神障がいに対する社会の理解を深め、**心の健康**※24づくりにさらに取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、心身ともに健康で、元気に生活できる期間（**健康寿命**※25）を延ばすよう取り組みます。

火災・災害への対応

【現状と課題】

建物火災のうち住宅火災の占める割合が多く、放火による火災も多発しています。

また、高齢化に伴い、多種多様な利用形態の福祉施設が増加し、火災による逃げ遅れなどにより、自力避難困難者等の犠牲者が多数発生するおそれがあります。

さらに、産業の多様化や都市形態の複雑化などから、**特殊災害**※26の発生が危惧されます。

【取組の方向】

火災予防対策の強化と消防力の充実により、火災や災害による被害の少ない社会を構築し、市民の安全確保に取り組みます。

※23　生活習慣病
偏った食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣との関係が深いと考えられる高血圧、糖尿病、脂質異常症などの病気。

※24　心の健康
「心が健康な状態」とは、周囲の人々と適切なかかわりを持ちながら、家庭や職場、地域などの日常生活において、自分の役割を果たし、社会に適応できている状態。

※25　健康寿命
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。つまり、病気で寝たきりになったり、介護を受けたりせずに健康で元気に生活できる期間のこと。

※26　特殊災害
船舶・航空機火災、大規模林野火災、毒劇物漏洩事故など、人命への危険が高く、消防活動も特殊な環境下で困難かつ長時間となり、市民生活の一部にも影響をおよぼす災害。

救急体制

【現状と課題】

高齢化の進行、疾病構造の変化、市民ニーズの多様化などを背景に、救急出動件数は増加しています。

一方、**AED**[※27]を積極的に設置したことや救命講習修了者が延べ10万人を超えたことなどにより、救命に対する市民の意識は向上しており、応急手当の実施率が高まっています。

救急車出動件数および搬送人員

年	出動件数	搬送人員（人）
H23	11,079	10,293
H24	10,955	10,117
H25	11,492	10,720
H26	11,644	10,911
H27	11,405	10,759

【取組の方向】

救急需要増大への対応、市民による応急手当が恒常的に実践される社会形成および**メディカルコントロール体制**[※28]の充実強化など、より迅速で質の高い救急体制の構築を目指します。

社会保障制度

【現状と課題】

景気は緩やかな回復傾向にあるものの、高齢化の進行により生活保護受給世帯は増加しています。

また、介護保険制度は、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるなど、介護保険サービスを必要とする方々の増加に伴い、介護保険から給付される費用が年々増加していくことが予想されます。

さらに、国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により医療費が増加しています。一方、保険税の収納率は上昇しているものの、収納額は被保険者数の減少と所得水準が伸びていないことから年々減少しており、財政運営が厳しい状況にあります。

【取組の方向】

適切な社会保障制度の運営により、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を送り、安心して医療・介護のサービスを受けられる社会を目指します。

『政策2 安心して暮らせる毎日の実現』のもと取り組む施策

- 施策① 健全な消費･生活衛生環境の確保
- 施策② 食育の推進
- 施策③ 保健･医療体制の充実
- 施策④ 消防･救急体制の充実
- 施策⑤ 社会保障制度の確保

※27　AED
自動体外式除細動器。突然心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失ったときに、心臓へ電気ショックを与えることにより正しい拍動に戻し、蘇生するための医療機器。

※28　メディカルコントロール体制
救急現場における、救急救命士などがすみやかに医師から指示･指導･助言を受けられる体制、救命処置に対し医師が事後検証し今後の教育に役立てる体制、救急救命士の再教育体制という3つの体制。

将来都市像4　家族と地域が支えあう元気なまち

家族･地域･人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支えあう元気なまち」を目指します。

政策1　家族や地域を支える絆づくり

●家族と地域

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【取組の方向】

人と人との強い絆の心をはぐくみ、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広げていくよう、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

●男女共生

【現状と課題】

これまでの取組や法制度の整備により、男女共生についての意識は浸透してきていますが、家庭や職場、地域活動などの場において、さらに理解を深める必要があります。

【取組の方向】

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会の形成を目指します。

『政策1 家族や地域を支える絆づくり』のもと取り組む施策

- 施策① 家族･地域の絆づくりの推進
- 施策② 男女共生社会の確立

政策2　地域福祉の充実

地域福祉

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化の進行に伴って、家庭の扶養能力（育児・介護機能）や、地域の相互扶助力が低下しており、市民の福祉ニーズのさらなる増加、多様化が見込まれています。

【取組の方向】

行政・地域・市民一人ひとり、それぞれの役割分担による支えあい、助けあいのもと、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らし、安心して自立した生活を送れるまちを目指します。

障がい者福祉

【現状と課題】

障がい者が自立した生活を営む上での社会的障壁の除去や、社会参加の機会の確保が十分ではないことから、障がい者はその活動を制限され、結果的に日常生活や社会生活において制約を受けることがあります。

障がい者は年々増加傾向にあるほか、重度化・重複化した障がいや、難病などの新たな障がいへの対応も求められています。

【取組の方向】

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生できるまちを目指します。

秋田市の人口に対する障がい児（者）比率

各年度末現在

年度	身体障がい児（者）（人）	知的障がい児（者）（人）	精神障がい児（者）（人）	合計（人）	人口（人）	合計/人口（%）
H22	13,892	1,843	6,845	22,580	322,092	7.01
H23	13,984	1,900	7,273	23,157	320,904	7.22
H24	14,258	1,950	7,888	24,096	320,681	7.51
H25	14,196	2,050	8,155	24,401	319,497	7.64
H26	14,250	2,124	8,261	24,635	317,651	7.76

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

高齢者福祉

【現状と課題】

高齢化が進み、市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。

国は、市町村を主体として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会システムの構築を推進しています。

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、高齢者の暮らしを地域の多様な主体のネットワークで一体的に支える地域包括ケアシステムを構築するとともに、自らの生きがいづくりと社会参加を促進し、誰もがいきいきと過ごすことができるエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を目指します。

在宅要援護高齢者の推移　各年10月1日現在（単位：人）

年	ひとり暮らし高齢者	寝たきり高齢者
H22	9,192	341
H23	9,526	299
H24	9,865	265
H25	10,077	226
H26	10,613	201

※「ひとり暮らし」、「寝たきり」とも65歳以上

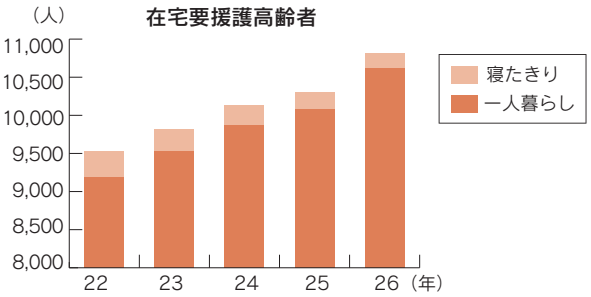

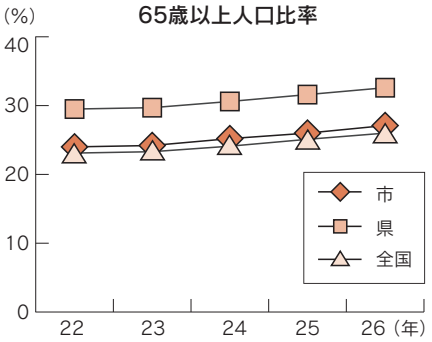

65歳以上人口の推移　各年10月1日現在

年	総人口（人）	65歳以上				70歳以上		75歳以上	
		人口（人）	比率（%）	県（%）	全国（%）	人口（人）	比率（%）	人口（人）	比率（%）
H22	324,376	77,818	24.0	29.5	23.1	58,042	17.9	39,604	12.2
H23	322,534	78,130	24.2	29.7	23.3	59,081	18.3	40,951	12.7
H24	321,783	81,092	25.2	30.6	24.1	60,662	18.9	42,357	13.2
H25	320,154	83,354	26.0	31.6	25.1	61,819	19.3	43,320	13.5
H26	318,700	86,472	27.1	32.6	26.0	62,996	19.8	43,991	13.8

※総務省の統計、秋田県年齢別人口統計調査および秋田市年齢各歳別人口による。

『政策2 地域福祉の充実』のもと取り組む施策

- 施策① 地域福祉の推進
- 施策② 障がい者福祉の充実
- 施策③ 高齢者福祉の充実

政策3　次代を担う子どもの育成

子ども･子育て

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化の進行、安全安心に対する意識や価値観・生活スタイルの変化、核家族化等の進行による近隣関係の希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、育児や子育てに対する孤立感や負担感に加え、児童虐待や貧困、養育困難家庭の増加、子どもたちが遊びを通じてともに成長する機会の不足など、子どもが健やかに成長する上で様々な課題が生じています。

そのような中、「子どもは社会の宝であり、未来をつくる存在」であるとの基本的な考え方のもと、地域社会全体で次代を担う子どもたちをはぐくんでいくことが求められています。

合計特殊出生率の推移

年	H22	H23	H24	H25	H26
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
秋田県	1.31	1.35	1.37	1.35	1.34
秋田市	1.19	1.22	1.25	1.25	1.32

※H27.2 秋田市保健総務課「秋田市の人口動態」
※H25.7 秋田県調査統計課「秋田県人口の現状と将来」
※厚生労働省「人口動態統計」

【取組の方向】

子育てを社会全体で進めることで、安心して子どもを生み育てることができ、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちを目指します。

若い世代

【現状と課題】

急速に進行する少子化は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態につながるおそれがあります。

少子化は、若者の働き方に対する考え方や、結婚や家族に対する意識の変化、若年離職など、複雑な問題に起因しており、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会へ転換することが喫緊の課題になっています。

【取組の方向】

若者の自立を支援し、生活との調和のとれた働き方を実現することで、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う若者の希望が実現できるまちを目指します。

『政策3 次代を担う子どもの育成』のもと取り組む施策

施策① 子ども･子育て環境の充実

施策② 若い世代の育成支援

将来都市像4 家族と地域が支えあう元気なまち

政策4 市民の主体的な活動の推進

地域の自治活動

【現状と課題】

町内会や自治会などは地域の自治活動の中心的役割を担っていますが、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化などにより、加入率の低下や担い手不足などの問題を抱え、共同体としての機能の維持、活動の活性化に苦慮している団体もあります。

一方、住民が地域のまちづくりの方向性などについて話し合い、住民主体のまちづくりを進めようという機運が高まっている地域もあります。

【取組の方向】

住民が積極的に地域づくりに参加し、地域課題の解決に主体的に取り組む社会を目指します。

市民活動

【現状と課題】

NPO※29やボランティアなどによる市民主体のまちづくり活動が広がり、複雑多様化する社会の担い手の一つとして浸透してきています。

しかしながら、市民活動に関心のある市民はおよそ4割であり、市民活動の経験がある市民は、若干増加傾向にあるものの、およそ3割にとどまっており、市民の理解と参加を広げる取組が必要です。

【取組の方向】

市民主体のまちづくり活動を促進するとともに、NPO※29やボランティアなどと市が役割を分担し、市民協働によるまちづくりを進めます。

※29 NPO
継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

『政策4 市民の主体的な活動の推進』のもと取り組む施策

施策① 市民による地域づくりの推進

施策② 市民活動の促進

将来都市像5　人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習･文化･スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

政策1　文化の創造

文化財

【現状と課題】

豊かな自然に恵まれた秋田市には、長い歴史の中ではぐくんできた貴重な文化財が数多く残っており、地域の発展に欠くことのできない貴重な財産として大切に保存し、公開・活用されています。

しかし、文化財は地域資源としての重要性が高まる一方で、経年劣化や担い手不足などの問題を抱えており、保存とともに継承を進めていく必要があります。

【取組の方向】

地域に根ざした文化財の持つ歴史的な価値を広く発信し、市民とともに保存・活用を図りながら、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します。

芸術･文化

【現状と課題】

市民の文化活動が多様化するとともに、国民文化祭を契機に、市民の芸術・文化に対する関心は高まりを見せており、これを一過性のものとせず、芸術・文化活動の一層の振興を図る必要があります。

【取組の方向】

芸術・文化への関心が次の世代へ継承され、新たな文化創造につながるよう、自主的な文化活動の支援に努め、文化が持つ力により、市民一人ひとりの心に豊かさとうるおいをもたらす社会を目指します。

生涯スポーツ

【現状と課題】

市民の健康志向の高まりや余暇時間の増加に伴い、気軽にスポーツに親しみながら、心身ともに健康な生活を送ることができる、豊かなスポーツライフを実現したいという意識が高まってきています。

こうしたスポーツライフの実現に向けて、スポーツ振興や環境整備に対する市民ニーズが高度化・多様化しています。

【取組の方向】

市民がそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、市民一人ひとりが、主体的にスポーツ活動を楽しみながら、健康や生きがいづくりに取り組める環境づくりを進めます。

国際交流

【現状と課題】

情報通信技術や経済のグローバル化の進展により、諸外国との人、モノ、情報の往来は、様々な分野で拡大しています。

本市では、世界5つの都市との**友好姉妹都市**※30提携等により、行政や教育文化、医療、経済など様々な分野での交流を行っているほか、近年は、姉妹都市に限らず、市民や企業による諸外国との多様な交流活動への支援も行っています。

外国人の住民や観光客が増加し、世界との結びつきが身近になっている中、進展する国際化の状況に対応した国際交流施策を進める必要性が増しています。

【取組の方向】

各都市の特性や地域性をいかしながら、目的に応じた交流の活性化を目指します。

また、市民が世界の多様な文化や習慣を持つ人々と出会う機会を増やすことにより、国際意識や平和意識の高揚を図り、世界に開かれたまちを目指します。

『政策1 文化の創造』のもと取り組む施策

- 施策① 文化財の保存と活用
- 施策② 市民文化の振興
- 施策③ 生涯スポーツの推進
- 施策④ 国際交流の推進

※30 友好姉妹都市
中国・蘭州市、ドイツ・パッサウ市、ロシア・ウラジオストク市、アメリカ・セントクラウド市、アメリカ・キナイ半島郡。

将来都市像5　人と文化をはぐくむ誇れるまち

政策2　教育の充実

社会教育

【現状と課題】

自らの個性をいかし能力を高め、生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズが多様化しています。

また、学習成果をボランティア活動などの形で社会にいかしたいという意欲がますます高まっています。

【取組の方向】

多くの市民がともに学び、生涯にわたって学ぶ楽しさを実感するとともに、学んだ成果による地域社会全体の活性化を目指します。

生涯学習事業参加者数　（単位：人）

年度	人数
H22	88,384
H23	88,047
H24	114,469
H25	119,747
H26	120,174

学校教育

【現状と課題】

少子化の進行や情報化の進展、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支えあい、高めあい、協働して社会を創造する「共生」の力を兼ね備えた人材の育成が求められています。

【取組の方向】

「自立」と「共生」が、相互作用によって高められる力であることを踏まえ、子どもたちの発達の段階に応じて、「自立と共生」の力をバランスよくはぐくむ教育の充実を目指します。

高等教育

【現状と課題】

18歳人口の減少などにより、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなる一方、時代に適応した教育の高度化・専門化に加え、地域社会や産業界などとの連携により、まちづくりや学問、技術・文化の拠点としての役割を強化することが求められています。

【取組の方向】

高等教育機関がより豊かな教養と深い専門性を身につけ、地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、情報発信力を高めるとともに、効率的かつ安定した経営ができるよう支援します。

また、高等教育機関が蓄積する高度な知的資源を産業の発展や文化の振興などにいかせるよう連携を進めます。

『政策2 教育の充実』のもと取り組む施策

- 施策① 社会教育の充実
- 施策② 学校教育の充実
- 施策③ 高等教育の充実

第4●総合計画推進のために

1.計画推進体制の構築

基本理念の実現に向け、行政サービスの向上と行政経営の確立により総合計画を推進する体制の整備を進めます。

行政サービスの向上では、窓口における市民満足度の向上、身近な場所でのサービス提供機会の充実などの市民の利便性向上につながる体制の構築を、また、行政経営の確立では、効率的かつ効果的な行政経営システムおよび行財政改革を推進する体制の構築を目指します。

2.計画推進にあたっての視点

基本理念の実現に向け、次の4つの視点に基づき、基本構想に掲げる各取組を進めます。

この4つの視点は、今後の本市の経営資源を最大限にいかしながら、市民と一緒にまちづくりを進めていくため、常に意識していくとともに、推進計画における事務事業の企画立案、実施、評価にあたり、留意していくべきものです。

(1) 行財政改革

本市では、市民協働のさらなる推進や公共施設の全体最適化などに加え、人口減少・少子高齢社会の進行等の課題に対応するため、引き続き、「経営資源の最適配分を実現する仕組み」「地域の課題を地域で解決する仕組み」の構築に取り組み、総合計画に掲げる基本理念の実現を通じて市民サービスの向上に努めます。

(2) 地方分権改革への対応

本市では、住民に最も身近な基礎自治体を重視した地方分権改革の具体化に伴って、市民の期待にこたえられる体制を構築します。また、地方自治の本旨に基づく団体自治の理念に立ち返り、制度改革に対応した責任ある政策形成ができるよう、人材育成と組織整備に努めます。

(3) 市民協働

本市では、市民自らが主体となって「自分たちの地域は自分たちでつくる」「地域の課題は地域で解決する」住民自治の理念のもと、都市内地域分権の一層の定着を図るとともに、市民の参加と協働によるまちづくりの実践に努めます。特に、市政のあらゆる分野において市民力を発掘し、その先進性や実効性をいかしてともに取り組むため、行政のコーディネート能力の向上を図り、「市と市民が共通の目的を達成するために協力して働く」市民協働のステップアップに努めます。

(4) 家族・地域の絆づくり

本市では、家庭や地域における市民一人ひとりの絆づくりを尊重し、自助・共助が促進されるように、それぞれの分野が連携しながら、世代間交流を進め、家族と地域が支えあう元気な社会の形成に努めます。

第5●成長戦略

1.本市の成長戦略

本市の成長戦略は、基本理念「ともにつくりともに生きる　人･まち･くらし」のもと、「秋田市を元気にすること」「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、選択と集中の考えのもと、将来都市像別の体系にとらわれずに、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入することにより、本市の成長を牽引するため、平成23年に策定した前計画で設定したものです。

ここでいう「成長」は、物事の規模が大きくなることだけではなく、成熟や質的な向上を含むものです。

2.現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、今後、年少・生産年齢人口の減少と老年人口の増加が避けられない中、いかにして地域の活力を維持し、県都として持続的な成長・発展を実現していくかが大きな課題となっています。

前計画においても、6つの成長戦略を設定して取り組んできましたが、秋田市を元気にし、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐために今後さらに必要な視点として、「雇用創出につながる創業と事業規模の拡大」「人をひきつける地域資源の活用」「子どもを生み育てやすい環境づくり」「いきいきと暮らせる健康づくり」などが見えてきました。

3.5つの新成長戦略の設定

こうしたことを踏まえ、「産業経済基盤の強化」「地域資源の活用」「市民が幸せを実感」をキーワードに、これまでの成長戦略を整理し、5つの新成長戦略として絞り込んだ上で、各戦略を一体的に推進するものです。

「産業経済基盤の強化」の観点からは、
『戦略1　地域産業の振興と雇用の創出』を設定します。

産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高め、本市の成長の牽引につながるものであり、本市の将来を支える若者の定着にも寄与する要の施策です。

「地域資源の活用」の観点からは、
『戦略2　芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上』と、
『戦略3　豊かな自然をいかした環境立市の確立』を設定します。

これらの戦略は、市民の本市に対する誇りや愛着を高めると同時に、交流人口拡大と観光産業や環境関連産業の創出、育成、拡大などを通じて、戦略1と一体となった産業経済基盤の強化にもつながるものです。

「市民が幸せを実感」の観点からは、
『戦略4　子どもを生み育てやすい社会づくり』と、
『戦略5　いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり』を設定します。

市民の子育てに対する希望を実現し、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐことは、本市の成長の基盤となります。また、市民がいきいきと幸せに暮らすためには、健康寿命を延ばしていくことが必要であり、元気な秋田市づくりの根本になるものです。

※ここで設定する5つの分野に経営資源を一体的かつ集中的に投入し、その取組を迅速に進めていくことが、元気な秋田市づくりを実現するための本市の「戦略」です。教育や医療、交通や防災など、この成長戦略に含まれない事項であっても、本市のまちづくりや市民生活に欠かせない政策･施策については、将来都市像別の政策の中で、その方向性を示しています。

戦略1　地域産業の振興と雇用の創出

戦略設定の背景

人口減少が進む中、産業経済基盤を強化することは、地域の活力を高め、本市の成長の牽引につながります。

市内企業の大多数を占める中小企業は、将来的に発展を遂げる可能性を秘めており、意欲ある中小企業を支援するとともに、新たなビジネスに取り組む事業者の創業支援などに取り組む必要があります。

また、東アジアやロシア沿海地方に近接する地理的優位性や、これまでの産業集積等の資源をいかし、貿易と物流の活発化や新たな企業誘致、既存企業の事業拡大につなげる必要があります。

農業分野では、安全で高品質な国内産農産物への評価が高く、今後も需要拡大が期待できるほか、6次産業化や農商工連携は、農産物の付加価値を高めることにつながります。農地と都市が近接している本市は、こうした施策に取り組みやすい環境にあります。

こうした本市の持つ潜在力を引き出すことで地域産業の振興を図り、安心して働けるやりがいのある仕事づくりと、雇用の質の向上につなげることが求められています。

戦略が目指すもの

- ○新たな経済活動の創出と物流の活性化
- ○雇用の創出と質の向上

重点プログラム（実現のための方策）

Ⅰ　ビジネスチャンスをとらえた産業の創出

Ⅱ　力強い農業経済活動の創出

Ⅲ　正規雇用拡大等による雇用の質の向上

Ⅳ　秋田港をいかした環日本海貿易の促進

戦略2　芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

戦略設定の背景

市民がいきいきと暮らし、観光客等をひきつけ新しい人の流れをつくるためには、人々の心を揺さぶる感動やときめきに出会えるまちの魅力を創出していくことが必要です。

心にうるおいを与える優れた芸術・文化や熱い戦いが感動を呼ぶトップスポーツ、秋田の魅力を多彩な角度から伝える有形無形の観光資源は、人々の心を動かし、元気で魅力あふれる本市をアピールし、まちづくりを盛り上げる大きな力となります。

見る。聞く。触れる。味わう。薫る。五感を刺激する本市の魅力を芸術・文化、スポーツ、観光の視点から一体的に創りだし、国内外に情報発信していくことで、都市のイメージアップと交流人口の増加により、地域を活性化させることが求められています。

戦略が目指すもの

○地域資源をいかした感動に出会えるまちづくり

○交流人口増加による経済活動の活性化

重点プログラム（実現のための方策）

Ⅰ　芸術・文化によるまちおこし

Ⅱ　トップスポーツへの支援

Ⅲ　観光振興とセールス・プロモーションの強化

戦略3　豊かな自然をいかした環境立市の確立

戦略設定の背景

本市は、豊かな自然・風土にはぐくまれた農山村文化と都市の利便性を兼ね備え、犯罪や大地震などのリスクも比較的少ない安全安心なまちといえます。近年は、本市の環境特性をいかした再生可能エネルギーの導入や市民のごみ減量意識の高まりも見られます。

一方で、私たちの生活を取り巻く環境は、地球温暖化や人口減少の進行などにより、今後、これまで以上に様々な制約の下におかれることになります。

こうした将来の環境制約を乗り越えて、豊かな暮らしを実現していくためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。

本市の特徴や強みを踏まえた暮らし方の将来像を市民と共有し、自然との関わりや資源の循環を基本とした様々な環境関連施策を展開することで、環境対策と経済活動の好循環を生み出し、地域の活性化に結びつけていくことが求められています。

戦略が目指すもの

○地域の環境を愛する豊かな暮らし方の創造

○環境関連技術を新たな活力にした地域活性化

重点プログラム（実現のための方策）

Ⅰ　秋田らしい環境共生スタイルの発信

Ⅱ　市・事業者・市民の協働による循環型社会の構築

Ⅲ　新（省）エネルギー設備の導入拡大

Ⅳ　環境関連産業の育成・創出

戦略4　子どもを生み育てやすい社会づくり

戦略設定の背景

子どもは、いつの時代も、一人ひとりがかけがえのない存在であり、「未来への希望」「社会の宝」ですが、今日、多くの自治体がそうであるように、本市も人口減少や少子高齢化など、都市の持続的な発展を妨げる大きな課題に直面しています。

その背景には、未婚化・晩婚化・晩産化に加え、仕事と子育てに対する不安感や負担感があります。こうした課題を取り除き、子育て家庭が、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにすること、そして、本市で育った若者が郷土を愛し、地元で活躍できるようにすることが、今を生きる私たちの大きな責務です。

市民の子育てに対する希望を実現し、元気な秋田市を次の世代に引き継ぐことは、本市の成長の基盤となります。

就労、出会い、結婚、出産、そして子育てと、ライフステージに合わせた施策を切れ目なく展開し、子どもを生み育てやすい社会を構築していくことが求められています。

戦略が目指すもの

○子どもを安心して生み育てやすい環境づくり
○子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり

重点プログラム（実現のための方策）

Ⅰ　支えあいによる子ども・子育て支援

Ⅱ　子どもの安全安心の確保

Ⅲ　若い世代の希望の実現

戦略5　いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

戦略設定の背景

市民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっている本市にあって、超高齢社会をいかに豊かなものとし、次の世代に引き継いでいくかが課題となっています。

こうした中、市民一人ひとりが心豊かにいきいきと幸せに暮らすためには、健康寿命を延ばしていくことが必要であり、元気な秋田市づくりの根本になるものです。

また、高齢者が支えられるだけではなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向け、引き続き「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に取り組んでいく必要があります。

高齢者や障がい者、子育て中の親や子どもなど、誰もが安全安心に暮らせる健康長寿社会をつくるため、社会基盤の整備、生涯を通じた健康づくり、地域コミュニティでの高齢者の活躍の場の創出など、様々な取組が求められています。

戦略が目指すもの

○市民の幸せの基盤となる健康・長寿の実現

○高齢者が輝ける地域社会の実現

重点プログラム（実現のための方策）

Ⅰ　生涯を通じた健康づくりと生きがいづくりの推進

Ⅱ　高齢者の多様な能力の活用

Ⅲ　バリアフリー化の推進

Ⅳ　高齢者の移動手段の確保

Ⅴ　多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりの推進

参考資料

- 秋田市の現況
- 策定体制、経過等
- 部門別の個別計画
- これまでの総合計画

○秋田市の現況

1　地勢

秋田市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置しており、906.09㎢の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.5mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5㎞、海岸線から1～2㎞には、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。

2　歴史

秋田市の開発は、天平5年（733年）、時の政府が北辺の政治や交易の拠点として高清水の丘に出羽柵、後の秋田城を設置したことにさかのぼります。

秋田城は、当時、中国東北地方に位置していた渤海国をはじめとする大陸との外交窓口としての役割も担っていたと考えられています。

中世には、安東氏が現在の土崎地区に湊城を構え、土崎湊は、重要な港を数え上げた三津七湊（さんしんしちそう）に名を連ねる全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。

その後、慶長7年（1602年）、佐竹氏が常陸から秋田へ国替えとなり、現在の千秋公園の地に新たに久保田城を築城するとともに、今日の中心市街地の原型となる城下町を建設しました。

久保田城下町は、藩政期を通じ政治の拠点として、また、土崎湊を通じた北前船航路や雄物川水運の物流拠点として繁栄し、そのにぎわいや活発な交流が、今日に息づく豊かな文化をはぐくんできました。

明治以降は、県庁所在地として引き続き拠点都市としての機能を担い、明治22年（1889年）に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする交通運輸機関の整備などにより、市勢はめざましい発展を遂げました。

このような歴史により、北日本、日本海沿岸地域の要となる都市としての機能を培ってきた秋田市は、平成9年（1997年）に中核市に移行、17年（2005年）には旧河辺町・旧雄和町と合併し、21年（2009年）には市制120周年を迎えました。

3　産業構造

（1）全体概要

産業別の就業者数の推移について、平成7年以降の国勢調査結果で見ると、第一次産業と第二次産業への就業者数の割合が減少する一方、第三次産業への就業者数の割合が増加しています。具体的には、全就業者数に対する第一次産業の就業者数の割合は、7年の3.5%から22年には2.2%に、第二次産業の就業者数の割合は、22.1%から16.7%に減少しています。これに対し、第三次産業の就業者数の割合は、74.4%から81.1%に増加しています。

また、市内総生産は、経済情勢の変化の影響を受けながらも、約1兆2千億円とほぼ横ばいで推移しています。

具体的には、第一次産業は、19年以降、60億円台後半から70億円台前半で推移しています。第二次産業は、19年には約1,882億円でしたが、23年に約1,446億円まで減少しました。業種別で見ると、製造業および建設業が20%以上の減少となっています。第三次産業は、19年には約1兆1,360億円でしたが、23年には約1兆794億円まで、約566億円程度減少しています。業種別で見ると、電気・ガス・水道業と不動産業で増加しているものの、金融・保険業、運輸業等の減少率が大きくなっています。

産業別市内総生産の推移

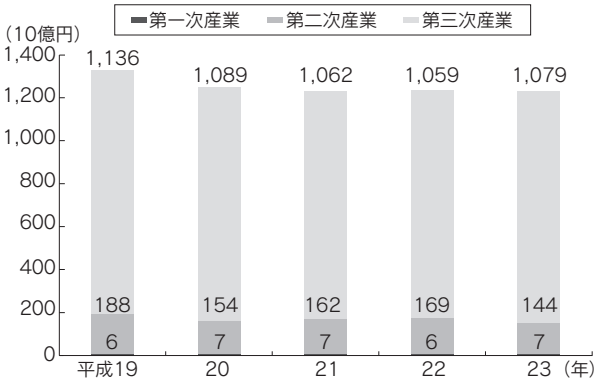

【平成25年度版　「秋田市の市民経済計算－平成23年度推計－」より】

産業3区分別従業者数とその割合の推移

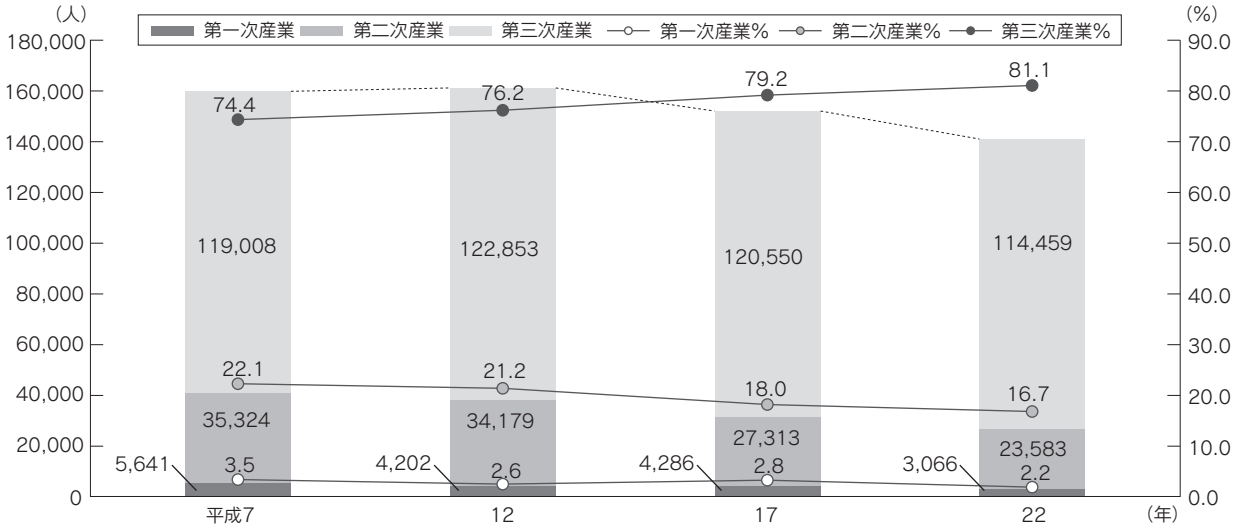

【平成22年国勢調査より】

(2) 農林水産業

平成22年における本市の総農家数は4,340戸、農業就業人口は5,466人、経営耕地面積は7,032haとなっています。7年からの推移を見ると、特に総農家数と農業就業人口の減少が顕著となっています。

農家数の推移

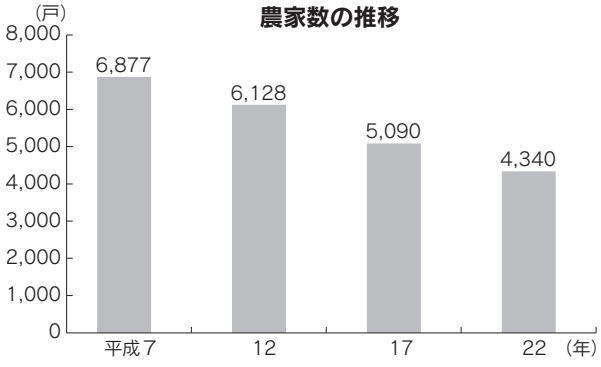

【世界農林業センサスより】

農業就業人口の推移

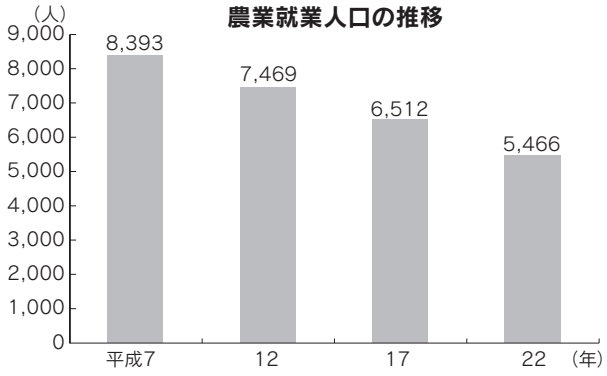

【世界農林業センサスより】

経営耕地面積の推移

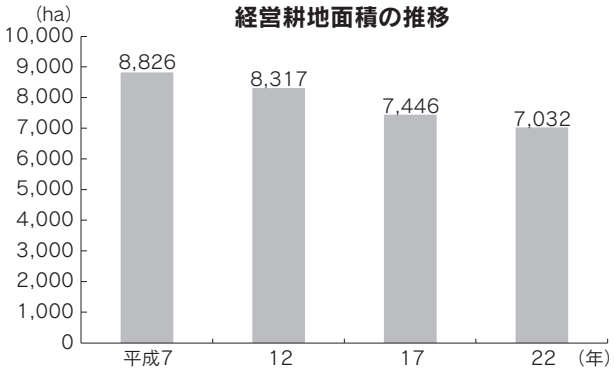

【世界農林業センサスより】

(3) 商業(卸売・小売業)

商業(卸売・小売業)の平成24年における事業所数は4,167事業所、従業者数は31,815人、年間販売額は1兆480億円となっています。14年からの推移を見ると、いずれも減少が続いていますが、特に年間販売額は24年には14年と比較して約26.0%減少しています。

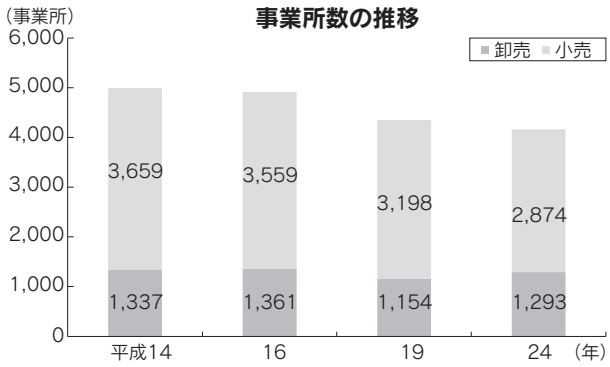

【平成24年経済センサス―活動調査による報告等より】

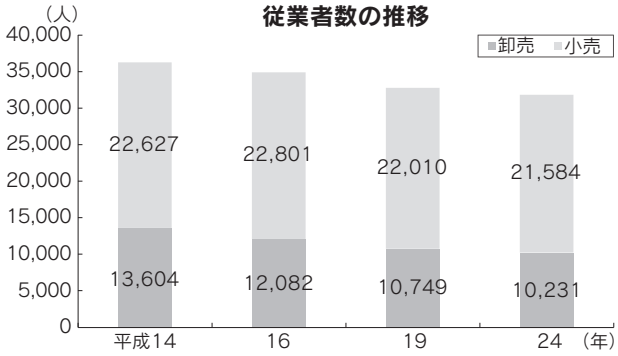

【平成24年経済センサス―活動調査による報告等より】

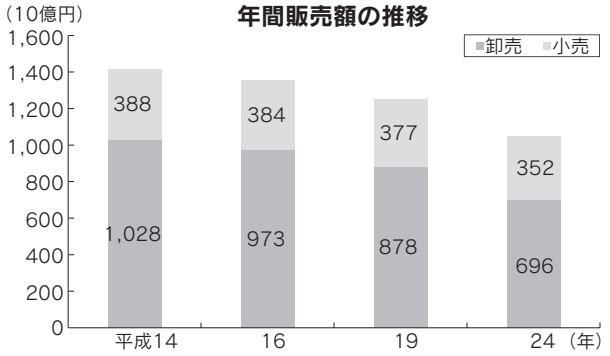

【平成24年経済センサス―活動調査による報告等より】

(4) 製造業

製造業の平成24年における事業所数は302事業所で、従業者数は11,381人、製造品出荷額は2,640億円となっています。19年以降の推移を見ると、一部で一時的な持ち直しはあるものの、全般的に減少傾向にあります。

また、産業中分類別に製造品出荷額を見ると、電子部品・デバイス・電子回路製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、食料品製造業、木材・木製品製造業、非鉄金属製造業および金属製品製造業の出荷額が高く、22年との比較では、プラスチック製品製造業、繊維工業、木材・木製品製造業などの伸びが大きくなっています。

一方、はん用機械器具製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、窯業・土石製品製造業などで減少幅が大きくなっています。

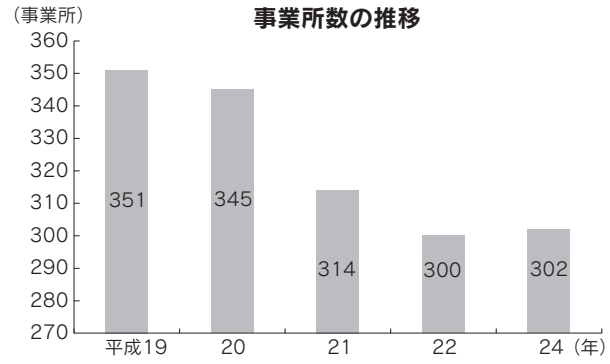

【平成24年工業統計調査より】

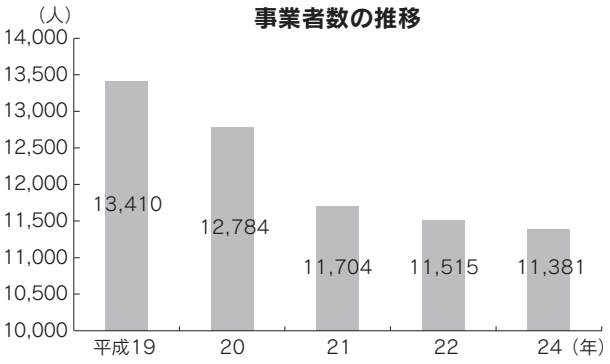

【平成24年工業統計調査より】

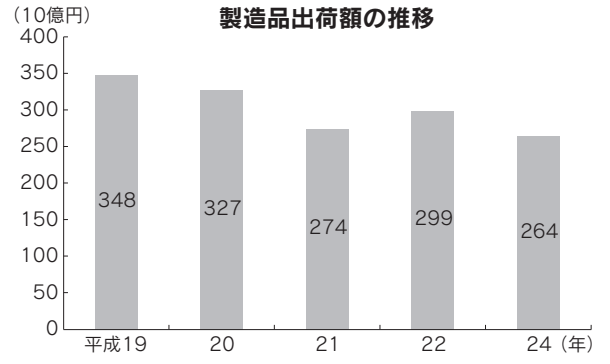

【平成24年工業統計調査より】

産業中分類別年間製造品出荷額の推移

（百万円）

	平成22年	平成24年	増減率(%)
食料品製造業	35,565	32,512	−8.6
飲料･たばこ･飼料製造業	15,595	5,534	−64.5
繊維工業	2,217	2,999	35.2
木材･木製品製造業	19,306	25,508	32.1
家具･装備品製造業	385	492	27.7
パルプ･紙･紙加工品製造業	39,016	35,759	−8.3
印刷･同関連業	5,566	5,408	−2.8
化学工業	26,306	18,887	−28.2
プラスチック製品製造業	2,527	4,080	61.4
窯業･土石製品製造業	14,493	9,945	−31.4
鉄鋼業	9,396	11,068	17.8
非鉄金属製造業	21,946	22,503	2.5
金属製品製造業	23,913	22,406	−6.3
はん用機械器具製造業	3,821	1,180	−69.1
生産用機械器具製造業	3,786	3,205	−15.3
業務用機械器具製造業	10,483	9,779	−6.7
電子部品･デバイス･電子回路製造業	57,426	45,840	−20.2
輸送用機械器具製造業	2,901	2,117	−27.0
その他の製造業	1,385	2,497	80.3

【平成24年工業統計調査より】

(5) 観光

観光入込客数は、平成24年以降、東日本大震災の影響による落ち込みからの回復がみられ、26年には約569万人となっています。秋田県全体では約3,205万人であることから、県全体の約17.7%を占めています。

月別では竿燈まつりが開催される8月に、年間の約3割が集中しています。

観光入込客数の推移

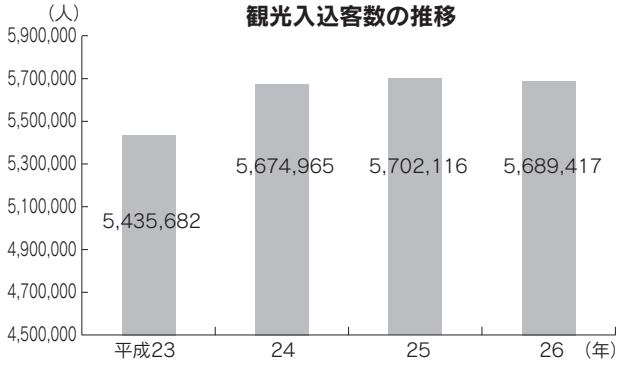

【秋田県観光統計より】

月別観光入込客数の推移（平成26年）

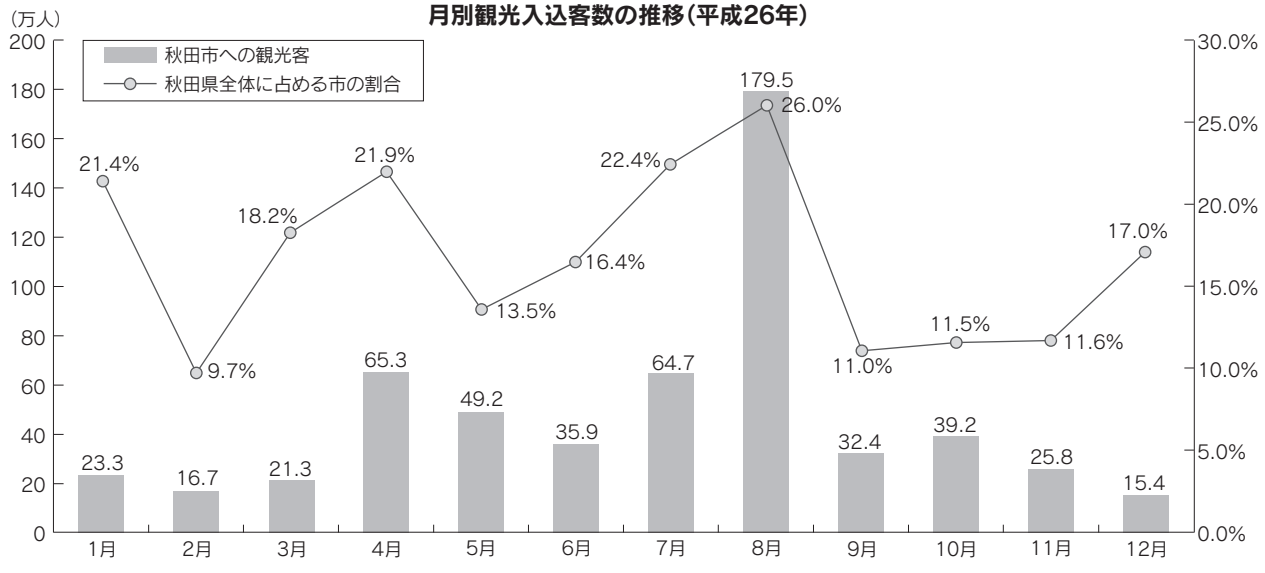

【秋田県観光統計より】

参考資料

4　都市環境

(1) 土地利用と都市計画

秋田市は、平成17年1月の旧河辺町･旧雄和町との市町合併により、906.09㎢の行政区域面積を有し、その約73%が森林など、約27%が住宅地や産業用地、農地、道路などとなっています。

また、市域の約46%にあたる414.37㎢が秋田都市計画区域に指定されています。秋田都市計画区域は、市街化を促進する市街化区域と抑制する市街化調整区域に区分され、市街化区域は、市域の約8.4%にあたる76.02㎢となっています。また、用途地域も定められ市街化の計画的な促進が図られています。

秋田市の都市計画区域

		面積(㎢)	割合(%)	備考
秋田都市計画区域		414.37	45.7	平成26年7月に「河辺都市計画区域」を「秋田都市計画区域」に統合
	市街化区域	76.02	8.4	
	市街化調整区域	338.35	37.3	
都市計画区域外		491.72	54.3	行政区域のうち、秋田都市計画区域に指定されていない区域
全体		906.09	100.0	

(2) 市街化動向

秋田市内における人口集中地区面積は、平成22年には約54.0㎢と、7年からの15年間で3.6㎢増加し、市街地北西部を中心に樹林地や農地を徐々に宅地化しながら拡大しています。一方、人口集中地区の人口は、12年以降減少しており、22年には約255,000人となっています。また、人口集中地区の人口密度は、7年以降、一貫して低下傾向にあり、22年には4,722.5人/㎢となっています。

中心市街地は、空き店舗の増加や低未利用地の増加により空洞化の傾向にあります。郊外地域は、活発な宅地開発などもあって、幹線道路沿線などに商業・業務施設の立地が進みました。

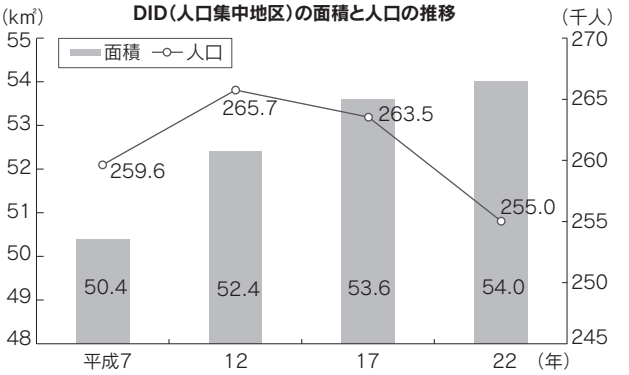

【国勢調査より】

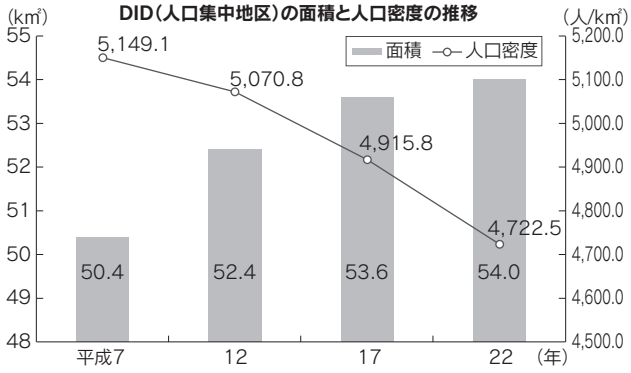

【国勢調査より】

参考資料

○策定体制、経過等

1　策定体制

(1) 新・県都『あきた』成長プラン策定体制

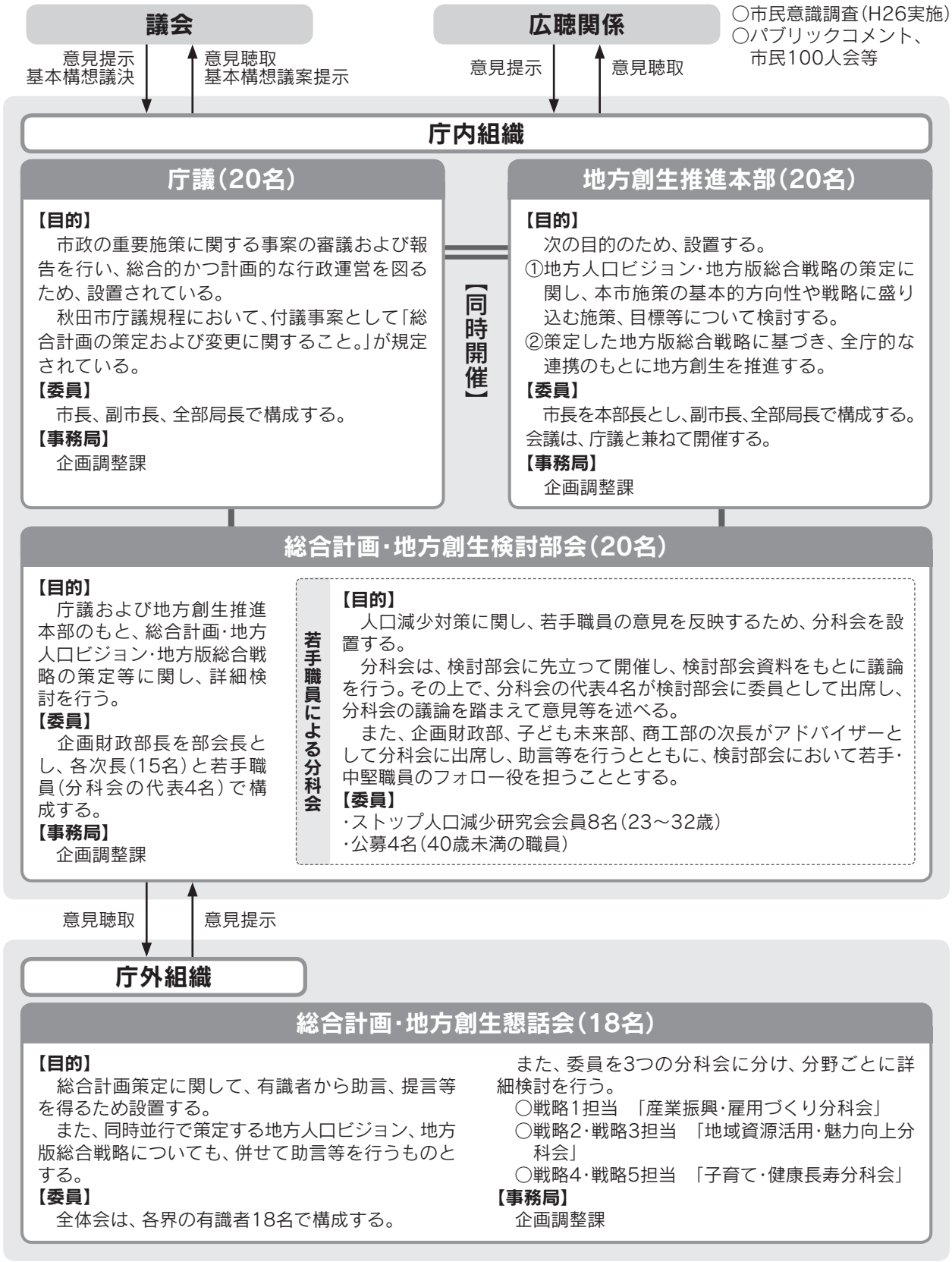

(2) 秋田市総合計画･地方創生懇話会設置要綱

平成27年5月14日市長決裁

（設置）

第1条　秋田市総合計画ならびにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョンおよび市町村まち･ひと･しごと創生総合戦略（以下「総合計画等」という。）の策定にあたり、秋田市総合計画・地方創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 総合計画等の策定に関する助言、提言を行うこと。

(2) その他総合計画等の策定に必要な事項に関すること。

（組織および委員）

第3条　懇話会は、会長、副会長、および委員をもって組織する。

2　委員は、市長が委嘱する。

3　委員の定数は、18名以内とする。

4　委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

（会長および副会長）

第4条　懇話会に会長および副会長を置く。

2　会長は、委員の中から互選し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3　会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

（分科会）

第6条　懇話会の所掌事務について、詳細かつ具体的な検討を行うため、次に掲げる分科会を置く。

(1) 産業振興・雇用づくり分科会

(2) 地域資源活用・魅力向上分科会

(3) 子育て・健康長寿分科会

2　分科会の委員は、各6名程度とする。

3　分科会の委員は、懇話会の委員の中から市長が指名する。

4　分科会には、分科会長を置き、会長が指名する。

5　分科会長は、分科会を代表し、分科会の運営および意見の調整等に努めるものとする。

6　分科会長が欠けたとき又は分科会長に事故があるときは、当該分科会の委員の中から分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（事務局）

第7条　懇話会および分科会の事務局は、企画財政部企画調整課に置く。

（委任）

第8条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

※附則は省略

【秋田市総合計画・地方創生懇話会委員（分科会委員）名簿】

①産業振興・雇用づくり分科会

氏名	所属等	役職
三浦　潔	秋田三菱自動車販売株式会社　代表取締役社長	
進藤　史明	ホームテック株式会社　代表取締役	
山口　邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部 建築環境システム学科　准教授	会長　分科会長
金持　史宣	連合秋田中央地域協議会　議長	
柴田　誠	秋田商工会議所　専務理事	
加藤　敬	株式会社北都銀行地方創生部　部長兼地方創生企画推進室長	

②地域資源活用・魅力向上分科会

氏名	所属等	役職
小国　輝也	株式会社菓子舗榮太楼　代表取締役社長	
佐藤　裕之	羽後設備株式会社　代表取締役社長 株式会社ウェンティ・ジャパン　代表取締役社長	副会長　分科会長
小杉　栄次郎	秋田公立美術大学景観デザイン専攻　准教授	
椙本　歩美	国際教養大学基盤教育（社会科学）　助教	
境田　未希	株式会社境田商事　取締役	
小野　泰太郎	一般社団法人秋田経済同友会常任幹事　地域開発委員長	

③子育て・健康長寿分科会

氏名	所属等	役職
野口　良孝	秋田市社会福祉協議会　会長	分科会長
山﨑　純	特定非営利活動法人子育て応援Seed　理事長	
菅生　紀光	エイジフレンドリーあきた市民の会　会長	
田口　清洋	株式会社秋田魁新報社経営企画室　室長	
松岡　一志	一般社団法人秋田市医師会　会長	
佐々木　暁子	株式会社秋田銀行経営企画部	

(3) 秋田市庁議規程

平成23年8月30日市長決裁

（設置）

第1条　市政の重要施策に関する事案の審議および報告を行い、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、秋田市庁議（以下「庁議」という。）を置く。

（付議事案）

第2条　庁議は、次に掲げる事項について審議し、その方針の決定を行うことができる。

(1) 総合計画の策定および変更に関すること。
(2) 行政改革大綱の策定に関すること。
(3) 予算編成の方針および財政計画に関すること。
(4) 機構および組織に関すること。
(5) 重要又は新たな政策に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

2　庁議は、次に掲げる事項について、報告を受けることができる。

(1) 総合計画の進行管理に関すること。
(2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
(3) 重要又は新たな政策の計画、決定、進行管理および実績報告に関すること。

（組織）

第3条　庁議は、市長、副市長、教育長、総務部長、危機管理監、企画財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、消防長および議会事務局長をもって組織する。

2　市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の職員を庁議に出席させることができる。

（会議）

第4条　庁議は、市長が招集する。

2　庁議の進行は、副市長が行う。

3　市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

（幹事会）

第5条　庁議に、必要に応じて幹事会を置くことができる。

（事務局）

第6条　庁議に事務局を置き、事務局員は、総務部総務課および企画財政部企画調整課の職員をもって充てる。

（委任）

第7条　この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

※附則は省略

(4) 秋田市地方創生推進本部設置要綱

平成27年3月23日市長決裁

（設置）

第1条　地方創生に関する施策を全庁的に推進するため、秋田市地方創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョンおよび市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。

(2) 総合戦略に掲げる施策の推進および検証に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関し必要な事項

（組織）

第3条　推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長とする。

3　副本部長は、副市長とする。

4　本部員は、教育長、総務部長、危機管理監、企画財政部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、消防長および議会事務局長の職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条　会議は、本部長が招集する。

2　会議の進行は、副本部長が行う。

3　会議は、秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）に基づく庁議と兼ねて開くことができる。

4　本部長は、必要に応じて本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（検討部会）

第5条　本部長は、推進本部の所掌事項の推進に当たり、必要に応じて検討部会を置くことができる。

（事務局）

第6条　推進本部に事務局を置き、事務局員は企画財政部企画調整課の職員をもって充てる。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

※附則は省略

(5) 秋田市総合計画・地方創生検討部会設置要綱

平成27年3月23日市長決裁

（設置）

第1条　秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）第7条および秋田市地方創生推進本部設置要綱（平成27年3月23日市長決裁）第5条に基づき、秋田市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定および地方創生の推進に関し、詳細かつ具体的な検討を行うため、秋田市総合計画・地方創生検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合計画の案の作成に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョンおよび市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の案の作成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生に関し必要な事項

（組織）

第3条　検討部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。

2　部会長は、企画財政部長とする。

3　副部会長は、企画財政部次長とする。

4　部会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 総務部次長、市民生活部次長、福祉保健部次長、保健所次長、子ども未来部次長、環境部次長、商工部次長、農林部次長、建設部次長、都市整備部次長、上下水道局次長、教育次長、消防次長および議会事務局次長の職にある者

(2) 第5条に規定する分科会の委員のうちから、分科会の座長の推薦に基づき部会長が指名する者

5　前項第2号の委員は、4名程度とする。

（会議）

第4条　会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2　部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（分科会）

第5条　検討部会の所掌事項について、庁内の若手職員（40歳未満の職員をいう。以下同じ。）の意見を幅広く聴くため、分科会を置く。

2　分科会の委員は、若手職員のうちから公募又は部会長の推薦に基づき市長が指名する者とする。

3　分科会の委員は、12名程度とする。

4　分科会には、委員の互選により座長を置く。

5　座長は、分科会を代表し、分科会の運営および意見の調整等に努めるものとする。

6　部会長は、必要に応じて検討部会の委員をアドバイザーとして分科会に出席させることができる。

（事務局）

第6条　検討部会に事務局を置き、事務局員は企画財政部企画調整課の職員をもって充てる。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

※附則は省略

2　策定経過

27平成年度	市議会	懇話会 市民広聴	庁議 地方創生推進本部	総合計画・ 地方創生検討部会
4月～6月	6/25 総務委員会 （策定方針等の説明）	6/2 第1回懇話会 （基本的考え方等の説明）	4/6 庁議兼本部会議 （基本的な考え方の決定）	
7月～9月	9/17 総務委員会 （基本構想原案の説明） （人口ビジョン等の策定状況の説明） 9/17～10/9 各会派から意見募集	9/1 第2回懇話会 （基本構想原案の提示） （人口ビジョン原案の提示） 9/1～9/24 基本構想原案への意見募集（パブリックコメント、市民100人会）	7/27 庁議兼本部会議 （基本構想原案の検討） （人口ビジョン原案の検討） （総合戦略の基本的方向の検討）	7/9 若手職員分科会 7/10 第1回検討部会 （基本構想原案の検討） （人口ビジョン原案の検討） （総合戦略の基本的方向の検討）
10月～12月	11/9 閉会中総務委員会 （意見への対応状況報告） 11/16 全員協議会 （基本構想案等の説明） 12/11 総務委員会 （基本構想案の審議） （推進計画原案の説明） （人口ビジョン修正案・総合戦略原案の説明） 12/18 市議会本会議 （基本構想の議決） 12/11～1/7 各会派から意見募集	11/4 第3回懇話会 （基本構想案の提示） （推進計画原案の提示） （人口ビジョン修正案の提示） （総合戦略原案の提示） 12/14～25 懇話会委員意見聴取 （人口ビジョン案・総合戦略案） 12/11～1/5 推進計画原案等への意見募集（パブリックコメント、市民100人会）	10/20 庁議兼本部会議 （基本構想案の検討） （推進計画原案の検討） （人口ビジョン修正案の検討） （総合戦略原案の検討）	10/8 若手職員分科会 10/9第2回検討部会 （基本構想案の検討） （推進計画原案の検討） （人口ビジョン修正案の検討） （総合戦略原案の検討） 12/14～25 若手分科会委員意見聴取 （人口ビジョン案・総合戦略案）
1月～3月	1/29 閉会中総務委員会 （人口ビジョン案の説明） （総合戦略案の説明） 3/10 総務委員会 （推進計画案の説明）	2/16 第4回懇話会 （推進計画案の提示）	2/1 庁議兼本部会議 （推進計画案の検討） （人口ビジョン案の検討） （総合戦略案の検討） 2/10 人口ビジョン・総合戦略決定 3/22 庁議 （推進計画案の審議・了承）	1/21 第3回検討部会 （推進計画案の検討） （人口ビジョン案の検討） （総合戦略案の検討）

【市民広聴の結果】

○基本構想原案に対する市民からの意見募集

[募集期間] 平成27年9月1日～9月24日　[提出者数] 39名（意見数:100件）

○推進計画・人口ビジョン・総合戦略の原案に対する市民からの意見募集

[募集期間] 平成27年12月11日～平成28年1月5日　[提出者数] 26名（意見数:92件）

3　前計画における指標の進捗状況（26年度末時点）

※実績値の根拠となる国の調査結果が公表されていないなど、実績値の把握ができなかった指標については、「－」で示しています。

1章　豊かで活力に満ちたまち

1節　商工業の振興

1項　企業立地、事業拡大の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①企業誘致と既存企業の規模拡大の推進	製造品出荷額	3,270億1,664万円（20年度）	－	4,000億円
②起業と新規事業展開の促進	チャレンジオフィスあきたから独立した企業数（市内で経営を継続している企業数の累計）	19社（22年度）	28社	35社

2項　市内企業の活性化の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①企業の販路拡大の促進	従業員一人あたりの年間商品販売額（卸売小売計）	3,832万円（19年度）	－	3,900万円
②地域ブランドの創出の促進	地域ブランド調査市町村ランキング（魅力度）	130位（22年度）	194位	50位
③企業の経営基盤強化への支援	市内総生産額（秋田市の市民経済計算）	1兆2,592億円（19年度）	－	1兆7,629億円
④地域の特色をいかした商店街づくりの促進	商店街加盟会員数	1,137会員（22年度）	970会員	1,140会員

3項　雇用拡大の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①雇用創出の促進	ハローワーク秋田管内の有効求人倍率	0.34倍（21年度）	1.06倍	0.60倍
②人材育成と求職者への支援	年間の就職支援講座受講者の就職率	17.4%（21年度）	－	45.0%
③働きやすい環境の整備	勤労者福祉サービスセンター会員数	5,796人（21年度）	6,330人	6,000人

4項　貿易と物流の拡大

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①輸出入の均衡のとれた貿易振興策の実施	秋田港コンテナ取扱本数	26,587TEU（21年）	45,238TEU（26年）	34,500TEU（27年）
②卸売市場機能の充実	卸売市場取扱高	310億2,400万円（21年度）	250億1,808万円	310億円

2節　農林水産業の振興

1項　農林水産業経営の確立と食料の安定供給

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①農林水産業経営体の育成	認定農業者および集落営農組織経営体数	461経営体（21年度）	499経営体	500経営体
②農林水産業生産基盤の整備	ほ場整備率（30a区画以上）	36.0%（21年度）	39.7%	45.0%
③農林水産物の生産振興	農畜産物販売額	68億円（21年度）	47億円	73億円
④生産・供給体制の構築	卸売市場における市内産農産物の占有率	1.2%（21年度）	1.0%	6.6%

2項　豊かな農山村の形成

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①農山村空間の形成	農道舗装率	10.3% (21年度)	11.0%	11.0%
②都市と農村間の交流の促進	市民農園区画数	908区画 (21年度)	1,044区画	1,100区画
③森林の保全と活用	平成19年度以降の間伐実施面積 (国有林を除く)	2,591ha (21年度)	9,076ha	7,870ha

3節　交流人口の拡大

1項　観光振興の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①観光資源の活用と整備の促進	年間宿泊客数	1,088,000人 (21年度)	－	1,300,000人
②観光情報発信機能の充実	観光ホームページアクセス数	51,445件 (22年度)	199,812件	120,000件
③誘客活動の促進	コンベンション開催件数	129件 (21年度)	148件	170件
④受入環境の整備	観光客の満足度数	80.33点 (21年度)	83.48点	100点

2項　にぎわいの創出

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①中心市街地の活性化	中心市街地における歩行者･自転車通行量(休日)	35,034人 (22年度)	－	42,000人
②地域のにぎわい拠点の充実	ポートタワー来館者数	771,919人 (21年度)	689,576人	1,300,000人

2章　緑あふれる環境を備えた快適なまち

1節　環境との調和

1項　環境保全の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①自然環境保護の推進	市民活動支援団体数	3団体 (21年度)	5団体	5団体
②環境汚染防止策の推進	環境基準の達成度	96.45% (20年度)	96.87%	97.0%
③環境教育・学習の推進	市が実施する環境教育･学習事業への参加者数	2,064人 (21年度)	2,808人	2,600人

2項　循環型社会の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①廃棄物の発生抑制と リサイクル活動の推進	事業系一般廃棄物の年間排出量 (資源化物を除く)	43,420t (21年度)	45,904t	41,767t (25年度)
②ごみ減量活動の促進	市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 (資源化物を除く)	606g (21年度)	529g	556g (25年度)
③廃棄物の適正処理の推進	不法投棄件数	295件 (21年度)	77件	230件

3項　地球温暖化への対応

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量	355万8千t-CO_2 (19年度)	－	280万t-CO_2
②新 (省) エネルギー等の 導入促進	住宅用太陽光発電システム 設置件数	330件 (21年度)	1,070件	1,850件
③環境関連産業の振興	環境関連企業の誘致件数	0件 (21年度)	1件	1件以上

2節　都市基盤の確立

1項　秩序ある都市環境の形成

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①土地区画整理事業の実施	土地区画整理事業施行地区内の宅地整備面積	127,536㎡（21年度）	180,611㎡	188,000㎡
②開発指導の実施	市街化区域低未利用地面積	763ha（20年度）	739ha	728ha
③都市緑化の促進	公園愛護協力会が管理する公園数	336公園（21年度）	412公園	410公園
④景観の向上	景観まちづくり活動団体数	1団体（21年度）	7団体	5団体
⑤墓地・斎場の整備と維持管理	墓地管理手数料の収納率	99.52%（21年度）	99.77%	100.0%

2項　住宅環境の整備

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①良質な住宅の確保	最低居住面積水準未満世帯率	4.3%（20年度）	3.2%	0.0%
②建築指導の実施	耐震化率	77.85%（20年度）	82.34%（25年度）	85.0%

3項　上下水道サービスの提供

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①安全な水の安定供給	有効率	91.1%（21年度）	94.6%	94.0%
②生活排水の適切な処理	汚水処理人口普及率	94.6%（21年度）	97.5%	97.0%

4項　道路整備の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①幹線道路の整備	都市計画道路の整備率（整備延長／計画延長）	75.0%（21年度）	79.6%	77.5%
②地域内道路の整備と維持管理	道路整備状況の満足度	69.8%（20年度）	69.6%	75.0%

5項　交通機能の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①広域交通機能の向上	秋田駅年間乗降客数 秋田港フェリー年間利用者数 秋田空港年間利用者数	8,435,880人 66,164人 1,072,339人（21年）	7,943,130人 55,476人 1,189,657人（26年）	8,436,000人 66,000人 1,072,000人（27年）
②公共交通ネットワークの強化	バス案内サービス年間アクセス件数	229,268件（21年度）	150,966件	254,000件
③バス交通機能の確保	年間利用者数	7,744,468人（21年度）	7,867,395人	6,450,000人

6項　情報通信環境の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①情報通信環境の整備	FTTH（超高速ブロードバンドサービス）世帯普及率	28.0%（22年度）	45.5%	44.0%

3章　健康で安全安心に暮らせるまち

1節　安全な生活の実現

1項　危機管理体制の確立

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①危機管理体制の構築と防災拠点の整備	自主防災組織などによる防災訓練参加者数	1,768人（21年度）	6,013人	3,870人
②水害・土砂災害対策の実施	都市浸水対策達成率	46.2%（21年度）	48.6%	49.0%
③大規模事故の予防策の整備	国へ報告を要する危険物事故等の発生割合	0.4%（21年度）	0.1%	0.1%
④健康危機の防止体制の整備	危機管理訓練の回数	3回（22年度）	4回	3回

2項　雪に強いまちの確立

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①雪に強いまちづくりの推進	融雪施設改修箇所	9箇所 （18 ～ 22年度）	20箇所	19箇所
②地域における除排雪体制の構築	除排雪機械の貸出件数	14件 （21年度）	26件	30件
③道路除排雪の実施	道路の除雪に関する市民の満足度	40.2% （20年度）	30.2%	50.0%

3項　防犯･交通安全体制の確立

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①地域防犯の強化	防犯灯設置数（累積）	28,123灯 （21年度）	29,270灯	29,000灯
②交通安全対策の実施	市内の交通事故死者数	9人 （21年）	2人	7人

2節　安心して暮らせる毎日の実現

1項　健全な消費･生活衛生環境の確保

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①消費者支援の実施	消費生活相談の解決率 （解決した件数／相談件数）	99.7% （21年度）	99.7%	99.9%
②良好な生活衛生環境の確保	食品関係重点監視施設の監視率	93.0% （21年度）	131.0%	100.0%
③食育の推進	朝食を食べない児童の割合	2.2% （21年度）	2.7%	0.0%

2項　保健･医療体制の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①地域保健・医療体制の充実	10万人あたりの 糖尿病、脳卒中、心臓病、がんの 年齢調整死亡率	糖尿病：6.7 脳卒中：44.4 心臓病：45.3 がん：146.1 （20年）	糖尿病：4.0 脳卒中：33.5 心臓病：32.1 がん：134.9 （26年）	糖尿病：5.4 脳卒中：42.0 心臓病：43.0 がん：141.6
②疾病の予防策の実施	1日の歩数（成人）	6,781歩 （21年度）	5,204歩 （24年度）	8,000歩以上
③感染症対策の実施	麻しん・風しん第2期予防接種率	96.6% （21年度）	97.1% （26年度）	100.0%
④自殺対策の推進	10万人あたりの自殺死亡率	31.0 （21年）	22.3 （26年）	24.4

3項　消防･救急体制の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①火災予防の促進	人口1万人あたりの出火件数	2.9件 （21年）	2.4件 （26年）	2.7件 （27年）
②消防体制の整備	定員に対する充足率（消防団組織）	94.0% （21年度）	91.2%	97.0%
③救急・救命体制の整備	講習会修了証取得者 （応急手当の累計）	82,730人 （21年度）	102,383人	100,000人

4項　社会保障制度の確保

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①生活保護の適正実施と自立支援の促進	※指標を設定せず	－	－	－
②介護保険の適正な運営	介護保険事業計画における ①要支援・要介護認定者数、 ②サービス利用者数、 ③サービス給付費の実績値との比較	①1.03 ②1.08 ③1.04 （21年度）	①1.00 ②1.08 ③1.03	1.00
③国民健康保険の健全な運営	国保税の現年度収納率	84.61% （21年度）	87.97%	87.61%
④国民年金事務の適正な処理	国民年金保険料納付率	63.6% （21年度）	64.7%	65.0%

4章　家族と地域が支えあう元気なまち

1節　家族や地域を支える絆づくり

1項　家族･地域の絆づくりの推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①家族･地域の絆づくりの意識啓発	家族･地域の絆づくりふれあい事業参加者数	445人（22年度）	1,322人	1,000人
②家族･地域をつなぐ取組の推進	市が実施する絆づくり事業の認知度	46%（22年度）	44%	60%

2項　男女共生社会の確立

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①男女共生の意識啓発と実践	市の審議会、委員会などへの女性参画率	33.6%（22年度）	34.1%	50.0%

2節　地域福祉の充実

1項　地域福祉の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①地域福祉活動の促進	地域サロン参加者数	21,642人（21年度）	23,271人	28,300人

2項　児童福祉･子育て支援の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①子育て支援体制の充実	地域子育て支援ネットワーク事業設置地域数	5地域（22年度）	7地域	7地域
②保育サービス提供体制の整備	特別保育（延長･一時･休日保育）の延べ利用者	延長保育99,847人 一時預かり10,967人 休日保育1,477人 （21年度）	延長保育126,426人 一時預かり10,269人 休日保育2,290人	延長保育97,000人 一時預かり8,000人 休日保育2,000人

3項　障がい者福祉の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①障がい者の社会参加の促進	就労系の福祉サービス提供率	100%（21年度）	100%	100%
②障がい者サービス提供体制の整備	障害福祉計画の目標値を達成している障害福祉サービスの割合	53.8%（21年度）	72.7%	100%
③障がい者の地域生活の充実	居宅系の福祉サービス提供率	100%（21年度）	100%	100%

4項　高齢者福祉の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①高齢者の社会参加の促進	老人クラブ数 老人クラブ会員数	213クラブ 10,015人 （22年度）	191クラブ 7,947人	200クラブ 10,000人
②高齢者サービス提供体制の整備	施設サービス、居住系サービスの定員数	3,095人（22年度）	3,892人	3,600人
③高齢者の健康維持の促進	要支援･要介護認定を受けていない高齢者の割合	80.1%（22年度）	77.9%	79.1%

3節　市民の主体的な活動の実現

1項　市民による地域づくりの推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①地域の自治活動への支援	集会所類似施設補助件数（累積）	249件（21年度）	364件	370件
②自治活動拠点の整備	市民サービスセンターとコミュニティセンター等の整備数	25施設（21年度）	29施設	31施設

2項　市民活動の促進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①市民活動の機会の拡充	市民サービスセンターとコミュニティセンター等の利用者数	799,990人（21年度）	1,207,533人	1,000,000人
②市民活動に参加しやすい環境づくり	市民活動アドバイザーによる相談・情報提供件数	289件（21年度）	266件	400件

5章　人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節　文化の創造

1項　文化遺産の保存と活用

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①文化財の保存と活用の推進	文化財学習会、体験、講座等への参加者数	56,000人（21年度）	43,530人	75,000人

2項　市民文化の振興

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①文化・芸術活動の充実	市が支援した事業への年間参加者数	28,378人（21年度）	37,529人	29,000人
②文化施設の充実	文化施設の年間利用者数	623,139人（21年度）	513,279人	650,000人

3項　生涯スポーツの推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①スポーツ活動への支援	週1回以上運動やスポーツを行う20歳以上の市民の割合	38.4%（20年度）	–	65.0%
②スポーツ施設の整備・活用	スポーツ施設年間利用者数	849,000人（21年度）	807,291人	900,000人

4項　国際交流の推進

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①国際交流活動の推進	友好姉妹都市との交流者累積数	2,701人（21年度）	2,804人	2,850人
②地域に根ざした多文化共生の推進	外国人登録者数	1,237人（21年度）	1,277人	1,300人

2節　教育の充実

1項　社会教育の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①学習機会の充実	生涯学習をしている人の割合（生涯学習事業参加者数）	94,211人（21年度）	120,174人	95,000人
②学習環境の整備	公民館・図書館の年間利用者数	1,058,241人（21年度）	996,430人	1,086,000人
③青少年の健全育成の推進	放課後子ども教室未実施学区数	10学区（21年度）	1学区	0学区

2項　学校教育の充実

※指標を設定せず

3項　高等教育の充実

基本施策	指標	策定時	26年度末	27年度目標
①高等教育の内容の充実	美術工芸短期大学の公開講座年間受講者数	120名（22年度）	–	※平成25年度より公立大学法人へ移行
②高等教育の環境の整備	秋田公立美術工芸短期大学附属図書館の蔵書数	41,900冊（22年度）	–	※平成25年度より公立大学法人へ移行

○部門別の個別計画

本計画は、基本理念「ともにつくり　ともに生きる　人・まち・くらし」の実現のために、5つの将来都市像を掲げています。5つの将来都市像に位置付けられるそれぞれのまちづくりは、様々な取組や事業によって進められるものです。

本計画では、これらの取組や事業を目的別に体系化し、推進することとしており、また、商工業や農業、観光、福祉、教育などの各部門においても、個別の計画を策定し、より具体的な施策推進のための方策を定めています。

この部門ごとの個別の計画については、総合計画と一体となって進められていくものであり、また、総合計画の推進のための支えとなるものです。それらの計画の一部について、将来都市像ごとにまとめ、記載しました。

総合計画の推進にかかわる計画

計画名	計画期間
新・県都『あきた』改革プラン（第6次秋田市行政改革大綱）	平成27年度～30年度
秋田市職員研修実施計画	平成28年度～32年度

すべての将来都市像にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市過疎地域自立促進計画	平成28年度～32年度

「豊かで活力に満ちたまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市貿易振興ビジョン2016	平成28年度～32年度
第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画	平成28年度～32年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成24年度～29年度
秋田農業振興地域整備計画書	平成18年度～
大森山自然動物公園（仮称）整備構想	平成22年度～
秋田市中心市街地活性化アクションプラン	平成27年度～29年度
秋田市卸売市場経営改革プラン	平成28年度～37年度

「緑あふれる環境を備えた快適なまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市環境基本計画	平成23年度～32年度
秋田市役所環境配慮行動計画（エコあきた行動計画）	平成25年度～28年度
秋田市一般廃棄物処理基本計画	平成27年度～37年度
第7期秋田市分別収集計画	平成26年度～30年度
秋田市地球温暖化対策実行計画	平成23年度～
第6次秋田市総合都市計画	平成23年度～42年度
第3次秋田市国土利用計画	平成23年度～32年度
秋田市緑の基本計画	平成20年度～29年度
秋田市住生活基本計画	平成23年度～32年度
秋田市耐震改修促進計画	平成19年度～32年度
秋田市水道事業基本計画	平成20年度～28年度
秋田市下水道事業基本計画	平成21年度～30年度
秋田市バリアフリー基本構想	平成23年度～32年度
第2次秋田市総合交通戦略	平成28年度～32年度
第2次秋田市公共交通政策ビジョン	平成28年度～32年度

「健康で安全安心に暮らせるまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市地域防災計画	平成25年度～
秋田市水防計画	年度ごとに策定
秋田市国民保護計画	平成18年度～
秋田市危機管理計画	平成22年度～
第10次秋田市交通安全計画	平成28年度策定予定
第2次秋田市食育推進計画	平成28年度～32年度
秋田市食品衛生監視指導計画	年度ごとに策定
新型インフルエンザ等行動計画	平成26年度～
第2次健康あきた市21	平成25年度～34年度
秋田市自殺総合対策事業計画	年度ごとに策定
秋田市消防本部の将来構想	平成28年度～32年度

「家族と地域が支えあう元気なまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
秋田市男女共生社会への市民行動計画（第4次改訂）	平成25年度～29年度
第3次秋田市地域福祉計画	平成26年度～30年度
第二次秋田市子ども・子育て未来プラン	平成27年度～31年度
第4次秋田市障がい者プラン	平成25年度～29年度
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	平成25年度～28年度
第8次秋田市高齢者プラン	平成27年度～29年度

「人と文化をはぐくむ誇れるまち」にかかわる計画

計画名	計画期間
第2次秋田市スポーツ振興マスタープラン	平成23年度～28年度
秋田市国際交流マスタープラン2016	平成28年度～32年度
第5次秋田市社会教育中期計画	平成28年度～32年度
秋田市教育ビジョン	平成25年度～29年度
秋田市教育に関する総合的な施策の大綱	平成27年度～29年度

○これまでの総合計画

市政推進の基本となる総合計画については、昭和36年の第1次計画（「秋田市の現状と将来の展望」）策定以来、おおむね5年ごとに第12次までの見直しを行い、時代の変化にあわせて本市が目指すべき方向を定めてきました。

区分	策定年	構想目標年次（期間）（※1）	計画年次（前期／後期）（※2）
第1次	昭和36年	昭和41年（5年）	昭36年～昭40年／昭41年～昭45年
第2次	昭和41年	昭和50年（10年）	昭41年～昭45年／昭46年～昭50年
第3次	昭和46年	昭和60年（15年）	昭46年～昭50年／昭51年～昭55年
第4次	昭和51年	昭和60年（10年）	昭51年～昭55年／昭56年～昭60年
第5次	昭和57年	平成2年（8年）	昭56年～昭60年／昭61年～平2年
第6次	昭和61年	平成12年（15年）	昭61年～平2年／平3年～平7年
第7次	平成3年	平成12年（10年）	平3年～平7年／平8年～平12年
第8次	平成8年	平成17年（10年）	平8年～平12年／平13年～平17年
第9次	平成13年	平成22年（10年）	平13年～平17年／平18年～平22年
第10次	平成15年	平成22年（8年）	平15年～平17年／平18年～平22年
第11次	平成19年	平成27年（9年）	平19年～平21年／平22年～平24年／平25年～平27年
第12次	平成23年	平成27年（5年）	平23年～平27年

※1　構想目標年次・計画年次は、策定当時のものです。
※2　計画の呼称は、第1次～第10次では基本計画、第11次では期間計画、第12次では推進計画となっています。

新・県都『あきた』成長プラン

第13次秋田市総合計画

基本構想

平成28年3月発行

編集・発行◎秋田市
〒010-8560　秋田市山王一丁目1番1号
TEL018（866）2032
平成28年5月以降
TEL018（888）5462

制作・デザイン◎（株）カッパンプラン
〒011-0901　秋田市寺内字三千刈110番地1
TEL018（865）5634

印刷・製本◎秋田活版印刷（株）
〒011-0901　秋田市寺内字三千刈110番地1
TEL018（888）3500

新・県都『あきた』成長プラン

第13次秋田市総合計画

基本構想